

官報

号外

平成十四年四月十六日

○第一百五十四回 衆議院會議録 第二十四号

平成十四年四月十六日(火曜日)

議事日程 第十七号

平成十四年四月十六日

午後一時開議

- 第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第二 独立行政法人造幣局法案(内閣提出)
- 第三 独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出)
- 第四 貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出)
- 第五 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の會議に付した案件

- 日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 日程第二 独立行政法人造幣局法案(内閣提出)
- 日程第三 独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出)
- 日程第四 貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出)
- 日程第五 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成十四年四月十六日 衆議院會議録第二十四号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

独立行政法人造幣局法案外一案

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後一時三分開議

○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。総務委員長平林鴻三君。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(平林鴻三君登壇)

○平林鴻三君 たいだいま議題となりました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近の地方議會議員共済会の年金財政の状況にかんがみ、地方議會議員年金制度の長期的安定を図るため、共済給付金の給付水準の適正化等の措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月八日に本委員会に付託され、翌九日片山総務大臣から提案理由の説明を聴取し、十一日質疑を行い、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 独立行政法人造幣局法案(内閣提出)

日程第三 独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出)

日程第四 貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、独立行政法人造幣局法案、日程第三、独立行政法人国立印刷局法案、日程第四、貨幣回収準備資金に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長坂本剛二君。

独立行政法人造幣局法案及び同報告書

独立行政法人国立印刷局法案及び同報告書

貨幣回収準備資金に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(坂本剛二君登壇)

○坂本剛二君 たいだいま議題となりました各案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、独立行政法人造幣局法案は、貨幣の製

造等を業務とする独立行政法人造幣局を、独立行政法人国立印刷局法案は、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を、それぞれ設立しようとするものであります。これらの独立行政法人は、平成十一年四月閣議決定された、国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画に基づき、造幣事業及び印刷事業を独立行政法人化するため設立するものであります。

両案におきましては、独立行政法人の名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めるとともに、国からの事務の移行に伴い、国が有している権利義務の一部を独立行政法人に承継させること等とし、また、その役員の名称、定数等を定めるほか、積立金の処分方法、造幣局特別会計及び印刷局特別会計法の廃止等、所要の規定を設けております。

次に、貨幣回収準備資金に関する法律案は、現在、造幣局特別会計に貨幣回収準備資金が設置されているところでありますが、同特別会計が廃止されることを踏まえ、政府による貨幣の発行、引きかえ及び回収の円滑な実施を図るため、新たに一般会計に貨幣回収準備資金を設置することとし、そのための所要の規定を設けることとしております。

各案は、去る四月十日当委員会に付託され、同月十二日塩川財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、同日質疑を終局いたしましたところ、各案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。まず、日程第二及び第三の両案を一括して採決いたします。

両案の委員長報告は、いずれも可決であり、また、両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第五 自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第五、自然公園法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。環境委員長大石正光君。

自然公園法の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

○大石正光君 ただいま議題となりました法律案につきまして、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、将来にわたって我が国のすぐれた自然の風景地の保護を図るため、自然公園の特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を創設しようとするものであります。

その主な内容は、
第一に、自然公園内の特別地域等における行為規制を追加することとしております。
第二に、環境大臣が指定する区域への立ち入りを制限する利用調整地区制度を創設することとしております。

第三に、地方公共団体や地元民間団体等が土地所有者等と締結する風景地保護協定制度を創設することとしております。

第四に、自然の風景地の管理等の業務を行うNPO等の法人を公園管理団体として指定できる制度を創設することとしております。

本案は、参議院先議に係るもので、四月五日日本委員会に付託されたものであります。委員会においては、同月九日大木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、十二日に質疑を行い、同日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、日本共産党から、法の目的に生物多様性の確保を中心とした自然環境の保全を明記すること等を内容とする修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたしました。次に、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明
○議長(綿貫民輔君) この際、内閣提出、教育職員免許法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。文部科学大臣遠山敦子君。

○国務大臣(遠山敦子君) 教育職員免許法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

新学習指導要領のもと、基礎、基本を確実に身につけさせ、みずから学び考える力を育成し、確かな学力の向上を図るとともに、心の教育の充実を図り、地域住民や保護者から信頼される学校づくりを推進するためには、専門的な知識、技能を有する教員が幼児、児童、生徒を指導できるように、教員免許制度の改善を行う必要があります。

この法律案は、このような観点から、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の各学校段階間の連携の促進並びに小学校における専科指導の充実等を図るため、教員免許制度上の弾力的措置を講じ

るとともに、学校教育への社会人の活用を促進するため、所要の措置を講ずるものであります。また、あわせて、教員に対する信頼を確保するため、教員免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化するものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

まず第一に、中学校または高等学校の教諭の免許状を有する者が、小学校の相当する教科及び総合的な学習の時間の教授を担任することができるようにするものであります。

第二は、一定の教職経験を有する教員が隣接校種の普通免許状を取得しようとするときに、免許状取得のために必要な単位数を軽減するものであります。

第三は、専門的な知識または技能を有している社会人に授与する特別免許状について、授与要件を緩和するとともに、有効期限を撤廃するものであります。

第四は、国立または公立の学校の教員で懲戒免職の処分を受けた者の免許状は失効することとするなど、免許状の失効及び取り上げに係る措置を強化するための所要の規定の整備を行うものであります。

最後に、この法律は平成十四年七月一日から施行することとし、ただし、免許状の失効及び取り上げに係る改正については平成十五年一月一日から施行することとするものであります。

以上が、法律案の趣旨でございます。(拍手)

平成十四年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(綿貫民輔君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。牧野聖修君。

〔牧野聖修君登壇〕

○牧野聖修君 ただいま議題となりました教育職員免許法の一部を改正する法律案につきまして、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。(拍手)

まず、本法案の質問に先立ち、関連して三点をお伺いいたします。

そもそも、時の政権の意思は、総理大臣の所信表明演説と編成した予算の中に示されるものであります。

二〇〇一年五月七日、小泉総理は、その就任に際しての所信表明演説の中で教育に関して触れたのは、二十七分の演説中わずかに十五秒、手渡されました原稿を見ますと、百六十八行中わずか二行でありました。

憲政史上、歴代の内閣と同様に、橋本内閣、小淵内閣、森内閣と、いずれも、所信表明演説の中にはつきりと教育の二項目を立てられて言及されておられました。

しかし、小泉総理の所信表明演説の中には、項目としての教育は無論ありませんでした。しかも、小泉総理の手による本年度予算では、教育の現場から最も要望の強かった老朽校舎の改修といった施設整備費は、大きく削られております。これでは、小泉政権は教育に対して関心も意欲もないと言わざるを得ません。

国家の再生には教育、教育そして教育と、教育

の重要性を高らかに訴えながら国民の先頭に立っているイギリスのブレア首相に比べて、その見識と意思において格段の差のあることを私は恐れま

す。文部科学大臣、あなたは、この小泉総理の姿勢に対して担当大臣としてどのように考えられておるのか、まずもお伺いいたします。(拍手)

次に、この四月一日より、既に新学習指導要領が実施されております。まだ数日しかたっておりませんが、早くも現場では混乱が起きているようでありますので、この点について質問をいたします。

我が国の小中学校教育は本當にゆとり教育でよいのか、学ぶ内容も我々の世代から比べると半分近くに減らされているが、本當にそれでよいのかと、国民の大多数が心配をしております。文部科学省は、児童の学力低下はないと強弁しておりますが、本當に学力低下の問題は大丈夫なのか、国民に対して事実を明確にする必要があると思

います。また、これに反しまして、大学教育については、遠山プランなるものを発表して、効率主義と競争原理を導入し、スクラップ・アンド・ビルドを各大学に通告し、加えるに、トップ三十という方法で、賞金をえさにぶら下げて大学教育の活性化を図ろうとしております。

小中学校で今進めているゆとり教育との余りの乖離の大きさに、国民は戸惑いを感じております。この点についての整合性をどのようにとられるのか、明確なる見解を求めます。

そもそも、学習指導要領なる中央官僚主導の教育方針がこれからの地方分権の時代に本當に必要な

なのかという、根本的な疑問があります。

我が党は、地方分権を提唱する立場から、国の役割は必要不可欠なナショナルスタンダードに限定し、その他の権限は最終的に地方自治体が行ってできるように改め、各地域の事情に応じておのの判断で教育が行えるようにすることを提案しております。

文部科学大臣は、昨年十一月、中央教育審議会に対し、教育基本法のあり方について諮問をいたしました。この諮問理由を読んでみましても、地方分権という言葉は一言もなく、地域の自主的、主体的な取り組みという視点は全くありませんでした。

地方分権と教育政策のあり方について、文部科学大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思

います。(拍手) 過日、文部科学常任委員会で、我が党の大石尚子委員が文化行政についての質問をした際に、文化庁長官の出席と答弁を事前通告の段階から熱心に要請したにもかかわらず、とうとう文化庁長官の委員会への出席はありませんでした。そのときの文部科学省の弁明は、文化庁長官は事務次官と同じ扱いであって、答弁に立たなくてもよい、そういう慣例になっている、だから出席する必要はないとのことでありました。

調べてみますと、三浦朱門文化庁長官の委員会での答弁を最後に、その後十六年半、文化庁長官の答弁は一度もありません。文部科学省の本年度のスローガンは、人材大国、文化大国、教育大国を目指すというものであります。

国民の代表たる国会議員と、国会において文化行政をめぐって議論をしないような文化庁長官

教育職員免許法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する牧野聖修君の質疑

を、今の我が国は必要としてゐるでありましようか。そのような文化庁長官など、いっそのこと廃止して文部科学大臣が兼任した方が、より国家、国民のためになると私は考えます。

古い慣例を盾にして、お飾りの文化庁長官を置いて、官僚の手のひらの上で踊らせてばかりいても、文化大國などできるはずはありません。文化庁長官としての経験のある遠山文部科学大臣はいかがお考えか、国民にわかる説明をしていただきたいと思ひます。(拍手)

次に、法案についての質問に入ります。
本改正案と同じく国会に提出されている教育公務員特例法一部改正案も、いづれも、教育改革国民会議の提案を受けて、中央教育審議会が今後の教員免許制度のあり方を検討する中から出されてきたものであります。

中教審答申でも述べられてゐるように、幼児期から高等学校段階までを一貫したものととらえて指導を行うことは極めて重要なことだと思ひます。例えば、現在、問題になつてゐる小学校低学年の学級崩壊の原因の一つに幼児期の問題が指摘されていることを考えれば、幼児期教育と小学校低学年のカリキュラムの一貫性は重要な課題となります。

しかし、現実には、幼稚園教員と小学校教員とでは、給与に相当の差があること、そして、それぞれの任命権者が異なることなどからして、仮に隣接校種の免許状を取得しても、小学校から幼稚園への異動は極めて困難であると言わざるを得ません。

一貫教育の推進に向け、他校種免許による専科担任の拡充や隣接校種免許の取得促進といった形

で教員免許の弾力化を図らうとする今回の法改正は、理解できないこともありませんが、このような周辺整備もあわせて是正していかなければ一貫教育の実効性は上がらないと思われませんが、文部科学大臣のお考えをお伺ひいたします。

私は、幼児期から高校段階までの教育現場で一貫教育を推進していくという観点から教員免許制度を考えたならば、学校種別に区別された現在の免許制度は、やはり本質的な部分において、一貫教育の思想とは相入れないものであると考えます。一貫教育に対応するには、現在の免許制度を抜本改革し、複教科種を一くくりとする教員免許の総合化を図ることが必要であると思ひます。

中教審では教員の適格性の確保と専門性の向上とが検討され、適格性については本改正法案で、そして、専門性の向上については、同時に提出された教育公務員特例法改正案で、それぞれ法案化を図らうとしてゐます。

教員の教育的力量を高めていくことは、簡単なことではありません。確かに、特例法改正案で言う研修制度の充実が必要ですが、これまでばらばらに行われていた教職員の養成、採用、そして研修を、系統的に、計画的に行うことが何よりも重要だと考えます。

そのため、例えば、都道府県にカリキュラムセンターを設立し、養成や研修のプログラムを教職員と大学関係者と、そして行政が共同で研究し、提供するという方法も検討すべきと考えますが、文部科学大臣のお考えをお聞かせください。

いづれにせよ、従来の教育行政では教員の力量を向上させることはできないと思ひます。地方分権を基本に、地域で教員を育てるという観点か

ら、制度そのものを見直すことを提案しておきたいと思ひます。

私の質問の締めにあたり、二つのことを申し上げておきたいと思ひます。

第一であります。日本の各地域では、実際に教壇に立ち、教育の現場にいた先生方が、時々、教育委員会に来て行政の任につきます。そしてまた、数年たつと再び現場へと戻っていきます。このように、地方においては、行政と教育の現場とが、常にお互いの交流を深め、教育の実効性の向上のために工夫と努力を合せてゐます。

しかし、国の文部科学省では、現場との交流がなされず、地方へ出向しても、教育委員会に役付で入るだけで、教育の現場にはほとんど立つことがありません。

文部科学省職員二千二百人のうち、教職員の免許を持つてゐる人の数は百六十九人で、全体の七・七％。そのうち、実際に現場の経験を持つ人は五十五名、二％でしかありません。これも、キャリアなのか、ノンキャリアなのかわかりませんが、その大半は大学が短大での講義の経験であると思われまゝ。

中学生や高校生のむき出しの反抗の前に身をさらしたり、PTAの皆さんの激しい批判の中で脂汗を流したりする経験は、ほとんどないのが実態であります。現場を知らず、実践経験のない者に国家百年の大計をゆだねることほど、危険で、愚かしいことはないと思ひます。(拍手)

民主党は、教育政策も含め大胆に地方分権を行うべきであり、旧文部省的機能は廃止すべきという立場ですが、それがすぐには無理というのであれば、せめて、文部科学省と現場の教員との間で

人事交流を行うなど、現場との実践を通じて生きた文部行政を進めるべきではないでしょうか。

最後に、我が国には、教育の日、恩師の日、あるいは先生の日というものがないことを指摘したいと思ひます。

人ひとりが一生の間で人格形成に一番強く影響を受けるのは、父であり、母であり、すなわち両親であります。そして、その次に大切な役割を果たしているのが学校の先生ではないでしょうか。父の日、母の日、そして子どもの日がありながら、先生の日がないというのは、余りにも寂しいと言わざるを得ません。休日になくても結構です。せめて一年に一日ぐらい、しみじみと思師に対する感謝の思いを新たにする日があつてもよいのではないかと私は考えています。

教育においては、教えを受ける側の人々ももちろん大切ではありますが、教える側に立つ人々に対しても尊敬の気持ちを醸成させる社会的背景をつくり出していくことが、教育大國を目指す我が国にとって極めて重要なことではないかと訴えまして、私の質問を終了いたします。(拍手)

(国務大臣遠山敦子君登壇)
○国務大臣(遠山敦子君) 牧野聖修議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、教育に対する小泉総理の姿勢についてのお尋ねでございます。

小泉総理は、就任直後の所信表明演説におきまして、米百俵の精神を掲げられ、教育を重要視する姿勢を明確に示されたところでございます。また、今国会の施政方針演説におきましても、小泉構造改革五つの目標として掲げた社会に向けて、明るい未来を力強く切り開く担い手は人であ

るとし、教育改革の推進を国政の最重要課題の一つとして取り組んでおります。

さらに、小泉総理は、平成十四年度予算を改革断行予算と位置づけ、歳出の思い切った見直しを行い、その中でも、確かな学力の育成や心の教育の充実など、人材育成、教育については、いわゆる骨太の方針における重点分野の一つとして、大胆な予算配分を行うとともに、平成十三年度補正予算も含め、学校施設整備の充実にも努めております。

新しい世紀を迎えた今日、アメリカ、イギリスを初め、多くの国々が真剣に教育改革に取り組んでおります。私としても、小泉総理のリーダーシップのもとに、内閣の一員として、国民の信頼にこたえる教育を目指し、責任を持って教育改革に取り組んでまいりたいと存じます。

次に、小中学校の教育政策と大学の教育政策との整合性についてのお尋ねでございます。

小中学校においては、この四月から実施されている新しい学習指導要領のもと、基礎、基本をしっかりと身につけさせ、それをもとに、みずから学び考える力などの確かな学力の向上に取り組みしております。また、一人一人に応じたきめ細かな指導を行い、子供の個性、能力を最大限伸ばすことといたしております。

一方、我が国が活力ある国家として発展し、世界に貢献していくためには、知の創造と継承を担う大学の役割は極めて重要であります。高等教育の充実には、世界各国ともに積極的に取り組んでいるところでございますが、我が国としましては、大学が、その機能を十分に發揮し、これまで以上に活力に富み、国際競争力あるものとなるよ

う、大学改革をさらに強力に進める所存でございます。

今後とも、初等中等教育から高等教育までを通じて、新たな国づくりを担うことのできる、創造性や豊かな人間性に富んだ人材の育成に努めてまいります。

次に、今後の地方分権と教育政策のあり方についてでございます。

教育行政においては、国と地方がそれぞれの責任と役割を果たしていくことが重要でありまして、国は基本的な制度の枠組みや基準の設定等の役割を担い、地方は学校を設置するなど、さまざまな教育事業を実施する役割を担っております。

我が省といたしましては、これまでも、いわゆる地方分権一括法などによって、教育行政の地方分権を推進する観点から、さまざまな制度改正を行ってきております。新しい学習指導要領では、一層の大綱化、弾力化を図り、学校が創意工夫を凝らした教育課程を編成できるようにしているところでございます。

なお、教育課程につきましては、世界的に見れば、例えばアメリカやイギリスにおきましては、我が国の学習指導要領のように、教育スタンダードやナショナルカリキュラムを近年作成して、学校教育の向上に取り組んでいるところでございます。

また、教育基本法のあり方に関する中央教育審議会への諮問におきましても、国と地方の責務や役割について検討することをお願いしているところでございまして、今後とも、地方分権を十分視野に入れて、教育行政の充実を努めてまいりたいと考えております。

また、文化庁長官の役割についてのお尋ねがありました。

文化庁長官は、文化についての高い識見を持ち、国内外の文化関係者との活発な交流を行うなど、幅広い活躍が期待されております。このような文化庁長官の職務の性格にかんがみ、文化庁関係の国会審議におきましては、基本的には、文部科学大臣や副大臣、大臣政務官が質疑に当たっておりまして、細目的、技術的な事項につきましては、国会のお許しを得て、文化庁次長が政府参考人として御説明を行ってまいりました。このような体制のもとで、文化大国の実現に向けて、施策を充実してまいりたいと考えております。

私自身、かつて文化庁長官の責を務めさせていただいた折には、このような役割分担のもとで、文化行政の基本的方針を指示することを含め、我が国文化の振興に努めたと考えております。

次に、一貫教育の推進についてのお尋ねでございます。

今回の教育職員免許法における隣接校種の取得促進のための改正は、例えば、幼稚園教員や小学校教員が相互にその教育課程を理解し、指導法を身につけたりすることが、一貫性ある継続的な指導を行う上で極めて有益でありますことなどから、双方の免許状の取得を通じて校種間の相互理解を進めることを目的といたしているものでございます。

御指摘の幼稚園教員と小学校教員との人事交流に係る条件の整備等につきましては、現在、我が省において、幼稚園と小学校の連携に関する総合的な連携方策の開発や推進を図るための実践研究を実施しているところでありますが、現行制度に

おいてもこのような人事異動は可能でございますので、各教育委員会において、その成果等を生かしながら、積極的な取り組みが行われることを期待いたしております。

さらに、教員免許の総合化及び教員の養成や研修に関するお尋ねであります。

教員免許の総合化につきましては、さきの中央教育審議会答申において、今後、中長期的な課題として、専門的、学術的な調査を進める必要があるとの指摘がなされたところであります。我が省といたしましては、幼児期から高等学校段階までを含めた一貫指導の推進や各学校段階間の連携の強化等の観点から検討を進めてまいります。

教員の養成や研修のプログラムを教職員、大学関係者、行政で共同して研究することにしましては、文部科学省では、一つは、教育委員会や学校の意見を教員養成カリキュラムの改善に反映させること、二つには、現職研修プログラムの開発と実施に大学が協力することなどの具体的事例を紹介することによって、大学と都道府県教育委員会等の共同研究を支援しているところであります。

次に、教育現場との人事交流を通じての生きた文部科学行政についてのお尋ねでございます。

教育行政において、国は基本的な制度の枠組みや全国的な基準の設定等の役割を担っております。このような観点から、教育行政を総合的、統一的に推進する機関として設置されました我が省がその機能を果たしていくことは、今後とも、極めて重要であると考えております。

また、教育現場との交流につきましては、学校や教育委員会で活躍している職員を教科調査官等

として受け入れ、その知識や経験を教育施策の策定、実施に生かしております。さらに、若手職員を市町村教育委員会などに派遣して、可能な限り実務を経験させるよう努めているところでございます。今後とも、これらを通じ、御指摘のように、教育現場の実情を十分に踏まえた教育行政の推進に努めてまいりたいと考えております。

最後に、教える側に対する尊敬の気持ちを醸成させることが重要との御指摘でございます。教員が尊敬されますためには、まず、教員自身が使命感や誇りを持って指導に当たることが極めて重要であります。同時に、教員が、常に、教えるプロとして、みずから力量を磨き、資質を高める努力を行い、研さんを積むことが大事であると考えます。

このため、我が省では、教員研修を充実し、その資質向上を図るため、今国会に教育公務員特例法の一部を改正する法律案を提出しているところでございます。また、優秀な教員に対する表彰制度を創設するための調査研究を全都道府県・指定都市教育委員会に委嘱して実施いたしております。

さらに、教育の日などを独自に制定している教育委員会の取り組みも意義があるものと考えております。

同時に、私といたしましては、保護者の方々にも、学校や教員の努力を見守り、協力する姿勢を持ち続けていただきたいとの気持ちを持っていただくところでございます。

我が省としましては、このようなさまざまな施策等を通じて、我が国社会において、意欲を持ったすぐれた教員に対する尊敬の気持ちを醸成して

まいりたいと考えております。

以上でございます。(拍手)
○議長(綿貫民輔君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十二分散会

出席國務大臣

- 総務大臣 片山虎之助君
- 財務大臣 塩川正二郎君
- 文部科学大臣 遠山 敦子君
- 環境大臣臨時代理 平沼 赳夫君
- 國務大臣 岸田 文雄君

出席副大臣

- 文部科学副大臣 岸田 文雄君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

- 一、去る十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律
- 特許法等の一部を改正する法律
- 弁理士法の一部を改正する法律

(通知書受領)

- 一、去る十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する

法律

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律 (常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

- 大野 松茂君 補欠 岡下 信子君
- 河野 太郎君 補欠 馳 浩君
- 吉田六左門君 補欠 林 省之介君
- 島 聡君 補欠 長妻 昭君
- 岡下 信子君 補欠 大野 松茂君
- 馳 浩君 補欠 河野 太郎君
- 林 省之介君 補欠 吉田六左門君
- 長妻 昭君 補欠 島 聡君

議院運営委員

- 丸谷 佳織君 補欠 山名 靖英君
- 山名 靖英君 補欠 丸谷 佳織君

辞任

一、去る十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

- 谷本 龍哉君 補欠 松野 博一君
- 西川 公也君 補欠 北村 直人君
- 仙谷 由人君 補欠 五十嵐文彦君
- 山元 勉君 補欠 前原 誠司君
- 北川れん子君 補欠 菅野 哲雄君
- 北村 直人君 補欠 西川 公也君
- 松野 博一君 補欠 谷本 龍哉君
- 五十嵐文彦君 補欠 仙谷 由人君
- 前原 誠司君 補欠 山元 勉君

法務委員

菅野 哲雄君

- 吉野 正芳君 補欠 山本 明彦君
- 水島 広子君 補欠 中村 哲治君
- 不破 哲三君 補欠 中林よし子君
- 山本 明彦君 補欠 吉野 正芳君
- 中村 哲治君 補欠 水島 広子君
- 中林よし子君 補欠 不破 哲三君

外務委員

水野 賢一君

- 水野 賢一君 補欠 林 省之介君
- 金子善次郎君 補欠 松本 剛明君
- 前田 雄吉君 補欠 松原 仁君
- 林 省之介君 補欠 水野 賢一君
- 松原 仁君 補欠 前田 雄吉君
- 松本 剛明君 補欠 金子善次郎君

財務金融委員

小泉 龍司君

- 小泉 龍司君 補欠 小西 理君
- 七条 明君 補欠 林 幹雄君
- 五十嵐文彦君 補欠 牧野 聖修君
- 中川 正春君 補欠 長浜 博行君
- 小西 理君 補欠 小泉 龍司君
- 林 幹雄君 補欠 七条 明君
- 長浜 博行君 補欠 中川 正春君
- 牧野 聖修君 補欠 五十嵐文彦君

厚生労働委員

吉野 正芳君

- 吉野 正芳君 補欠 高木 毅君
- 阿部 知子君 補欠 金子 哲夫君

高木 毅君 吉野 正芳君
金子 哲夫君 阿部 知子君

経済産業委員

補欠

伊藤信太郎君 新藤 義孝君
梶山 弘志君 小西 理君
山村 健君 井上 和雄君
小西 理君 梶山 弘志君
新藤 義孝君 伊藤信太郎君
井上 和雄君 山村 健君

国土交通委員

辞任

補欠

山岡 賢次君 東 祥三君
保坂 展人君 日森 文尋君
東 祥三君 山岡 賢次君
日森 文尋君 保坂 展人君

環境委員

辞任

補欠

小泉 龍司君 松島みどり君
田中真紀子君 佐藤 勉君
菱田 嘉明君 小西 理君
山本 有二君 岩永 峯一君
近藤 昭一君 武正 公一君
岩永 峯一君 山本 有二君
武正 公一君 近藤 昭一君
小西 理君 菱田 嘉明君
佐藤 勉君 田中真紀子君
松島みどり君 小泉 龍司君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、去る十一日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

青少年問題に関する特別委員

辞任

補欠

鍵田 節哉君 今田 保典君
今田 保典君 鍵田 節哉君
一、去る十一日、議長において、次のとおり委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
憲法調査会委員

辞任

補欠

土井たか子君 原 陽子君
原 陽子君 土井たか子君

(議案提出)

一、去る十一日、議員から提出した議案は次のとおりである。
国会法の一部を改正する法律案(島聡君外三名提出)
パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案(鳩山邦夫君外十三名提出)

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案(鳩山邦夫君外十三名提出)

一、去る十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

使用済自動車の再資源化等に関する法律案

一、昨十五日、議員から提出した議案は次のとおりである。

健康保険法等の一部を改正する法律案(五島正規君外三名提出)

(議案受領)

一、去る十二日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

電波法の一部を改正する法律案
著作権法の一部を改正する法律案

国際受刑者移送法案

(委員会審査省略要求書受領)

一、去る十一日、議員から次の議案は委員会の審査を省略されたい旨の要求書を受領した。
パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議案 鳩山邦夫君外十三名
日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議案 鳩山邦夫君外十三名

(議案付託)

一、去る十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律案(内閣提出第五〇号)

総務委員会 付託

公衆脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の処罰に関する法律案(内閣提出第六一七号)

法務委員会 付託

国際電気通信衛星機構(インテルサット)に関する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第二号)

国際労働基準の実施を促進するための三者の間の協議に関する条約(第四百四十四号)の締結について承認を求めるの件(条約第三号)

世界保健機関憲章第二十四条及び第二十五条の改正の受諾について承認を求めるの件(条約第四号)

以上三件 外務委員会 付託

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第七四号)

財務金融委員会 付託

独立行政法人国立病院機構法案(内閣提出第八三三号)

厚生労働委員会 付託

民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第五三三号)

国土交通委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
更生保護事業法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)(参議院送付)

法務委員会 付託

一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第六九号)

財務金融委員会 付託

首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第五四号)

国土交通委員会 付託

(議案送付)

一、去る十一日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

身体障害者補助犬法案(第五百五十三回国会衆法第二八号)

身体障害者補助犬の育成及びこれを使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化のための障害者基本法等の一部を改正する法律案(第五百五十三回国会衆法第二九号)

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案

金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律案

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会法の一部を改正する法律案(鳥聡君外三名提出)

(決議送付) 一、去る十一日、綿貫議長から福田内閣総理大臣臨時代理あて、次の決議を送付した。

パレスチナ紛争の即時停止と対話の再開を求める決議

日本人拉致疑惑の早期解決を求める決議 (議案通知)

一、去る十一日、参議院送付の次の同院提出案を可決した旨参議院に通知した。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律案

一、去る十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

特許法等の一部を改正する法律案

弁理士法の一部を改正する法律案 (議案通知書受領)

一、去る十二日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本たばこ産業株式会社法の一部を改正する法律案

特定商取引に関する法律の一部を改正する法律案 (答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山田敏雅君提出平成十四年度診療報酬改定における歯科往診車内での治療の規制に関する質問に対する答弁書

平成十四年三月十三日提出 質問 第四三三号

平成十四年度診療報酬改定における歯科往診車内での治療の規制に関する質問主意書

提出者 山田 敏雅

平成十四年度診療報酬改定における歯科往診車内での治療の規制に関する質問主意書

一、患者が居住している屋内での治療に限るなど、患者の居宅からの移動を伴わない場合に限定し、医療・介護の住宅重視の時代に逆行する狭義の解釈がされています。

これは、現行、診療報酬制度下で認められている、「歯科往診車内における治療」を事実上「歯科訪問診療料の算定」から排除しようとするものです。

今般の診療報酬改定は、医療制度の改革と共に、高騰する医療費の効率的な削減が最重要課題となつていくわけであり、良質な安全な訪問歯科診療を提供する往診車の排除は、通院困難な患者さんに対し、しっかりと治療ができなくなるため、却って医療費高騰に繋がる可能性もあり、早急に修正する必要があります。

従つて、次の事項について質問致します。

一 この「歯科往診車」は、通常の診療所に限りなく近い設備を搭載し、歯科治療用に改造した普通ワンボックスカーの車内で治療するというもので、「通院困難な患者さん」としては現行、存在するあらゆる歯科治療器具の中で最も安全で、良質な在宅歯科治療の提供が可能な歯科治療器具となっており、既に全国の多くの通院困難な患者さん達が利用し、喜ばれております。

ところが先般、中医師が答申した内容を見ますと、「療養中の患者が居住している屋内での治療に限るなど、患者の居宅からの移動を伴わない場合に限定」と実質的に歯科往診車内での治療を排除する方向性が打ち出されております。

居宅内での治療では歯科訪問診療料が算定でき、往診車を使つての治療では算定できないのはどのような理由によるものでしょうか。

医療法第一条の二第二項の「医療は、...医療を受ける者の居宅等において...」と云う文言を殊更、狭義に解釈するといつたのであれば、このような患者本位、在宅重視の時代の流れに逆行するような、方向性が打ち出された経緯及び発端とは、如何なるものでしょうか。これでは多くの患者さんが不利益を蒙ることになります。

また厚生省令第十五号(療養担当規則)第二章第十二条の「保険医の診療は...患者の健康の保持増進上妥当適切に行われなければならない」との基本方針、憲法第二十五条の「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」との大原則にも反することになります。

現行制度下では、歯科往診車内での治療について「歯科訪問診療料の算定」は認められており、多くの善意の歯科医師は、当然、歯科訪問診療料の算定」が出来るものとして「歯科往診車」を導入しているわけであり、もし、歯科診療車内での治療について「歯科訪問診療料の算定」が認められないということになれば、事実上、これは患者さんやその家族が切望している歯科訪問診療車を使つての良質で安全な訪問診療ができなくなつてしまいます。

「歯科往診車内での治療」に対して「訪問診療の算定」が継続して認められますよう、速やかな対応をされたく、希望しますが、今般の狭義解釈の正当な理由と、このような方向性が打ち出された経緯と発端をできるだけ具体的に回答ください。

右質問する。

内閣衆質一五四第四三三号 平成十四年四月十二日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員山田敏雅君提出平成十四年度診療報酬改定における歯科往診車内での治療の規制に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員山田敏雅君提出平成十四年度診療報酬改定における歯科往診車内での治療の規制に関する質問に対する答弁書

歯科診療報酬点数表(以下「点数表」という。)においては、歯科訪問診療について、病院又は診療

所において診療を行った場合よりも高い点数を設定しているが、これは、歯科医師が通院の困難な患者の居宅等に赴き、治療機材等を当該患者の居宅等に持ち込んで診療を行うことを適切に評価するものであり、御指摘のような治療機材等が備えられた車両(以下「歯科往診車」という。)における診療については歯科訪問診療料を算定することは、歯科訪問診療料の設定の趣旨に合致しないと考えている。

点数表においては、従来、歯科往診車における診療の取扱いを明記していなかったが、平成十四年度の診療報酬の改定では、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ、在宅等における医療を適切に評価する観点から、歯科訪問診療料は患者の居宅等の屋内において診療を行った場合に算定できる旨を明記したところである。

これにより、歯科往診車における診療については歯科訪問診療料を算定することはできなくなるが、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)上このような診療が禁止されているわけではなく、病院又は診療所における診療と同様に初診料、再診料等を算定することは可能である。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十四年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十四年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案及び同報告書

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律

地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六十一条第二項中「標準報酬月額」を「平均標準報酬月額」に、「一年間」を「十二年間」に改め、「総額」の下に「を十二で除して得た額」を加え、「百五十分の五十」を「百五十分の四十」に、「百五十分の一」を「百五十分の〇・八」に改め、同条第四項中「標準報酬年額の百分の一・四」を「平均標準報酬年額の百分の一・二」に改める。

第六十一条第二項中「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号中「百分の七十」を「百分の五十六」に改め、同項第二号中「こえ」を「超え」に、「百分の八十」を「百分の六十四」に改め、同項第三号中「こえ」を「超え」に、「百分の九十」を「百分の七十二」に改める。

第六十二条第二項中「あつては第六十一条の規定により」を「あつては当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額の総額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第六十一条第二項の平均標準報酬月額とみなして同項の規定により算定した」に改め、「在職期間一年未満の者で前項の規定により公務傷病年金を受けることとなつたものについては、当該在職期間における掛金の標準となつた標準報酬月額を当該在職期間の月数で除して得た額に十二を乗じて得た額を第六十一条第二項の標準報酬月額とみなして同項の規定により算定した金額とし、を削る。

第六十四条の二 退職年金は、その年額が国会議員互助年金法(昭和三十三年法律第七十号)第十五条の二第一項本文に規定する互助年金の停止の措置に係る普通退職年金の年額を超えない範囲内で政令で定める金額(以下この条において「支給停止基準額」という。)以上であつてこれを受ける者の前年における所得金額(退職年金並びに地方自治法第二百三条に規定する報酬、費用弁償及び期末手当に係る所得のうち当該退職年金の基礎となつた在職期間に係るもの金額を除く。以下この項において同じ。)が七百万円を超えるときは、退職年金の年額と前年における所得金額との合計額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて得た金額の合算額に相当する金額の支給を停止する。

- 一 支給停止基準額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に二を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の三十五
- 二 支給停止基準額に二を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に三を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の四十
- 三 支給停止基準額に三を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に四を乗じて得た金額と七百万円との合計額以下の金額 百分の四十五
- 四 支給停止基準額に四を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、支給停止基準額に五を乗じて得た金額と七百万円との合計額を超え、前項の場合における退職年金の支給額が支給停止基準額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該支給停止基準額を退職年金の支給額とする。

給額とする。

- 3 第一項に規定する所得金額の計算については、所得税法の課税総所得金額の計算に関する規定の例による。
- 4 前三項に定めるもののほか、第一項の規定による退職年金の支給の停止に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十条の二の次に次の一条を加える。

(資料の提供)

第七十条の三 共済会は、年金である給付に関する処分に必要があると認めるときは、地方議会議員が有する第六十一条の二第一項に規定する政令で定める年金制度の適用を受ける期間につき、当該政令で定める年金制度の管掌機関に対し、必要な資料の提供を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

(共済給付金に関する一般的経過措置)

第二条 改正後の地方公務員等共済組合法(以下「新共済法」という。)の規定(第七十条の三の規定を除く。)及び附則第六条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律(昭和四十年法律第六号)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に給付事由が生じた退職年金、退職一時金、公務傷病年金、遺族年金及び遺族一時金(以下この条において「共済給付金」という。)(施行日以後に地方議会議員であった期間を有しない者に係る公務傷病年金及び施行日以後に地方議会議員であった期間を

有しない者で退職年金又は公務傷病年金を受け
ていたものに係る遺族年金(以下この条におい
て「特定公務傷病年金等」という。)を除く)につ
いて適用し、施行日前に給付事由が生じた共済
給付金及び施行日以後に給付事由が生じた特定
公務傷病年金等については、なお従前の例によ
る。

(平均標準報酬年額の算定に関する経過措置)

第三条 平成十四年四月以後の地方議会議員で
あった期間が十二年に満たない場合における新
共済法第六十一条第二項及び第六十二条第
二項の規定の適用については、新共済法第六十
一条第二項中「十二年間」とあるのは「平成十
四年四月以後の期間に限る。」と、「十二で除し
て」とあるのは「平成十四年四月以後の地方議会
議員であつた期間の月数で除して得た額に十二
を乗じて」と、新共済法第六十二条第二項中
「当該在職期間」とあるのは「平成十四年四月以
後の地方議会議員であつた期間」とする。

(施行日前に地方議会議員であつた期間を有す
る者に関する経過措置)

第四条 施行日前に地方議会議員であつた期間を
有する者に対する新共済法第六十一条第二項
及び第四項の規定の適用については、同条第二
項中「百五十分の四十」とあるのは「百五十分の
四十五」と、「百五十分の〇・八」とあるのは「百
五十分の〇・九」と、同条第四項中「百分の一・
一一」とあるのは「百分の一・二六」とする。

2 施行日前に地方議会議員であつた期間(施行
日前に給付事由の生じた退職一時金の基礎とな
つた期間を除く。)を有する者に対する新共済
法第六十一条の第三項の規定の適用につい
ては、同項第一号中「百分の五十八」とあるのは

「百分の六十三」と、同項第二号中「百分の六十
四」とあるのは「百分の七十二」と、同項第三号
中「百分の七十二」とあるのは「百分の八十一」と
する。

(重複期間を有する者に係る退職年金の年額の
調整に関する経過措置)

第五条 新共済法第六十一条の第二項に規定
する者が施行日前の同項に規定する重複期間
(以下この条において「重複期間」という。)を有
するときは、その者に係る退職年金の年額は、
同項の規定にかかわらず、新共済法第六十一
条第二項の規定により算定した退職年金の年額
(以下この条において「退職年金基本年額」とい
う。)から、次の各号に掲げる金額の合算額を控
除した金額とする。

- 一 退職年金基本年額に施行日前の重複期間を
在職期間で除して得た割合を乗じて得た金額
の百分の二十五に相当する金額
- 二 退職年金基本年額に施行日以後の重複期間
を在職期間で除して得た割合を乗じて得た金
額の百分の四十に相当する金額

(市町村の合併の特例に関する法律の一部改正)
第六条 市町村の合併の特例に関する法律の一部
を次のように改正する。

第七条の二第二項中「地方公務員等共済組
合法を」地方公務員等共済組合法の一部を改正す
る法律(平成十四年法律第 号)附則第四条
第一項の規定により読み替えられた地方公務員
等共済組合法に、「百五十分の五十」を「百五十
分の四十五」に改め、同項の表中「百五十分の三
十三」を「百五十分の三十」に、「百五十分の三十
七」を「百五十分の三十三」に、「百五十分の四十
一」を「百五十分の三十七」に、「百五十分の四十

五」を「百五十分の四十一」に改める。

(政令への委任)

第七条 この附則に規定するもののほか、この法
律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め
る。

理 由

最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況に
かんがみ、地方議会議員の年金制度の長期的安定
を図るため、共済給付金の給付の水準の適正化等
の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案
を提出する理由である。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する
法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近の地方議会議員共済会の年金財
政の状況にかんがみ、地方議会議員の年金制度
の長期的安定を図るため、共済給付金の給付の
水準の適正化等の措置を講じようとするもの
で、その要旨は次のとおりである。

- 1 地方議会議員の退職年金の年額等の見直し
- (一) 退職年金の年額の算定基礎となるべき標
準報酬年額を算出するに当たり、対象とな
る期間を退職前の一年から十二年に延長す
ること。
- (二) 年金算定基礎率をこれまでの八割に引き
下げ百五十分の四十にするとともに、加算
率についても百五十分の〇・八とするこ
と。
- (三) 他の公的年金制度の適用を受ける期間を
有する者に係る退職年金の年額の控除率を
百分の二十五から百分の四十に引き上げる

こと。

(四) 退職一時金の給付率をこれまでの八割に
引き下げ、在職年数に応じて掛金総額の百
分の五十六から百分の七十二の範囲で定め
ること。

(五) 高額所得者に係る退職年金の一部支給停
止に関する規定を整備すること。

2 施行期日等

(一) この法律は、平成十五年四月一日から施
行すること。

(二) この法律による改正後の地方公務員等共
済組合法及び市町村の合併の特例に関する
法律の規定は、この法律の施行の日以後に
給付事由が生じた退職年金及び退職一時金
等について適用し、施行日前に給付事由が
生じたもの等については、なお従前の例に
よること。

(三) 施行日前に地方議会議員であつた期間を
有する者に対する退職年金(既裁定年金を
除く)の年額の算定等に関する経過措置を
定めるとともに市町村の合併の特例に関す
る法律の一部を改正すること。

二 議案の可決理由

最近の地方議会議員共済会の年金財政の状況
にかんがみ、共済給付金の給付水準の適正化等
の措置を講じようとする本案は、妥当なもの
と認め、可決すべきものと議決した。

平成十四年四月十一日

総務委員長 平林 鴻三
衆議院議長 綿貫 民輔殿

独立行政法人造幣局法案

右
国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人造幣局法

目次

- 第一章 総則(第一条—第六条)
- 第二章 役員(第七条—第十条)
- 第三章 業務等(第十一条—第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条—第二十一条)
- 第五章 罰則(第二十二条)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、独立行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

(名称)

第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第三号。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人造幣局とする。

(造幣局の目的)

第三条 独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)は、貨幣の製造等を行うとともに、貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

2 造幣局は、前項に規定するものほか、勲章、褒章、記章及び金属工芸品の製造等並びに

貴金属の品位の証明等であつて、公共上の見地から必要とされるものを行うことを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 造幣局は、通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 造幣局は、主たる事務所を大阪府に置く。

(資本金)

第六条 造幣局の資本金は、附則第四条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、造幣局に追加して出資することができる。

3 造幣局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

(役員)

第七条 造幣局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 造幣局に、役員として、理事三人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して造幣局の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により理事長の職務を代理し又

はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員任期)

第九条 役員任期は、二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 造幣局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人造幣局法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 造幣局は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 貨幣の製造、販売及び鋳つぶしを行うこと。

二 貨幣回収準備資金に関する法律(平成十四年法律第 号)第二条の規定により設置された貨幣回収準備資金に属する地金の保管を行うこと。

三 貨幣に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと。

四 勲章、褒章、賜杯、記章及び極印の製造を行うこと。

五 公共上の見地から必要な金属工芸品の製造及び販売を行うこと。

六 貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析を行うこと。

七 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

八 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 造幣局は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。

一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下この号において「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の貨幣の製造、販売及び鋳つぶし、勲章その他の金属工芸品及び極印の製造並びに貴金属の精製及び品位の証明並びに地金及び鋳物の分析を行うこと。

二 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。

(貨幣の製造)

第十二条 造幣局は、前条第一項第一号の業務(貨幣の製造に限る。以下同じ。)については、財務大臣の定める製造計画に従つて行わなければならない。

(通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)

第十三条 造幣局は、貨幣の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一条第一項第一号及び第七号の業務(同号の業務にあつては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第十九条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(偽造防止技術に係る秘密の管理)

第十四条 造幣局は、第十一条第一号及び第七号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(積立金の処分)

第十五条 造幣局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。

- 一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金が多くなったとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額
- 二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金が多くなった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額(当該前期間の最後の事業年度において、この項の規定により国庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財

務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額

2 造幣局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならない額に相当する金額を控除してなお残額があるときは、その残余の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。

3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

4 造幣局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかつたとき」とあるのは、「なかつたとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。

5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(長期借入金及び独立行政法人造幣局債券)
第十六条 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人造幣局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしよう

とするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の規定による債券の債権者は、造幣局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 造幣局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百九条、第三百十条及び第三百十一条の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)
第十七条 造幣局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 雑則
(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)
第十八条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たっては、貨幣の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に

配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣の要請)
第十九条 財務大臣は、貨幣の偽造に対処するため必要があると認めるときその他貨幣の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、造幣局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第七号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 造幣局は、前項の規定による財務大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)
第二十条 造幣局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)
第二十一条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、造幣局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則
第二十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした造幣局の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十条及び附則第四条の規定、附則第十条の規定(退職職員に支給する退

給金)は、平成十四年四月一日から施行する。

職手当支給の財源に充てるための特別会計から
する一般会計への繰入れに関する法律(昭和二
十五年法律第六十二号。附則第十一条において
「繰入法」という。)第一条の改正規定中「自動車
損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害賠
償保障事業特別会計」に改める部分に限る。並
びに附則第二十二條の規定は、公布の日から施
行する。

(職員引継ぎ等)

第一条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職
員である者は、別に辞令を発せられない限り、
造幣局の成立の日において、造幣局の相当の職
員となるものとする。

第三条 造幣局の成立の際現に財務省造幣局の職
員である者のうち、造幣局の成立の日において
引き続き造幣局の職員となったものであって、
造幣局の成立の日の前日において財務大臣又は
その委任を受けた者から児童手当法(昭和四十
六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第
六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項に
おいて準用する場合を含む。以下この条におい
て同じ。)の規定による認定を受けているもの
が、造幣局の成立の日において児童手当又は同
法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第
八條第一項の給付(以下この条において「特例給
付等」という。)の支給要件に該当するときは、
その者に対する児童手当又は特例給付等の支給
に関しては、造幣局の成立の日において同法第
七條第一項の規定による市町村長(特別区の区
長を含む。)の認定があったものとみなす。この
場合において、その認定があったものとみなさ
れた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第
八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第

四項又は第八條第四項において準用する場合を
含む。)の規定にかかわらず、造幣局の成立の日
の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四条 造幣局の成立の際現に国が有する権利及
び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律
第九十五号)第十條第一項に規定する財務省造
幣局の事務に係るもので政令で定めるものは、
造幣局の成立の日において造幣局が承継する。

2 前項の規定により造幣局が国の有する権利及
び義務を承継したときは、その承継の際、承継
される権利に係る財産(政令で定める物品を除
く。)の価額の合計額から承継される義務に係る
負債の価額及び造幣局がその成立の日において
有することとなる財務省令で定める引当金の額
に相当する金額の合計額を控除した額に相当す
る金額は、政府から造幣局に対し出資されたも
のとする。

3 前項に規定する財産の価額は、造幣局の成立
の日現在における時価を基準として評価委員が
評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項
は、政令で定める。

(造幣局特別会計法の廃止)

第五条 造幣局特別会計法(昭和二十五年法律第
六十三号)は、廃止する。

第六条 造幣局特別会計法の廃止に伴う経過措置
第六條 造幣局特別会計の平成十四年度以前の年
度の決算に関しては、なお従前の例による。

2 前條の規定による廃止前の造幣局特別会計法
第十九條の二の規定による平成十四年度の一般
会計の歳入への繰入れについては、なお従前の
例による。この場合において、同条中「回収準

備資金から」とあるのは「貨幣回収準備資金に関
する法律(平成十四年法律第 号)第二条の
規定により設置される貨幣回収準備資金から」
と、「当該年度」とあるのは「平成十四年度」とす
る。

3 この法律の施行の際造幣局特別会計に属する
権利及び義務(附則第四條第一項の規定により
造幣局に承継されるものを除く。)は、この法律
の施行の日において、一般会計に帰属するもの
とする。

4 この法律の施行の際造幣局特別会計の貨幣回
收準備資金に属する現金(附則第四條第一項の
規定により造幣局に承継される権利に係るもの
を除く。)及び地金(政府において引き換え、又
は回収した貨幣を含む。)は、この法律の施行の
時において、貨幣回収準備資金に関する法律第
二條の規定により設置される貨幣回収準備資金
に帰属するものとする。

(恩給負担金の取扱)

第七條 この法律の施行前に給与事由が生じた恩
給の支払に充てるべき金額で従前の造幣局特別
会計が引き続き存続するものとした場合におい
て造幣局特別会計において負担すべきこととな
るものについては、造幣局が造幣局特別会計と
して存続するものとみなし、特別会計の恩給負
担金を一般会計に繰り入れることに関する法律
(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に
関する法律の一部改正)

第八條 国営企業及び特定独立行政法人の労働関
係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十
七号)の一部を次のように改正する。
第一条第一号二を削る。

第三十六條中「及び二」を削る。
(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に
関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九條 この法律の施行前に前條の規定による改
正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関
係に関する法律第二條第一号二に掲げる事業
(これに附帯する事業を含む。)を行う国の経営
する企業(次項において「造幣事業」という。)が
した行為は、国営企業及び特定独立行政法人の
労働関係に関する法律(次項において「国労法」
という。)第三條第一項の規定により読み替えて
適用される労働組合法(昭和二十四年法律第百
七十四号)第七條(第一号ただし書を除く。)及び
第二十七條(第九項中段及び後段を除く。)の規
定の適用については、造幣局がした行為とみな
す。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係
属している造幣事業とその職員に係る国労法第
四條第二項の労働組合(以下この項において「組
合」という。)とを当事者とするあつせん、調停
又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中
央労働委員会がした造幣事業と組合との間の紛
争に係る裁定については、造幣事業を造幣局と
みなして、国労法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充
てるための特別会計からする一般会計への繰入
れに関する法律の一部改正)

第十條 退職職員に支給する退職手当支給の財源
に充てるための特別会計からする一般会計への
繰入れに関する法律の一部を次のように改正す
る。
第一条中「造幣局特別会計」を削り、「自動
車損害賠償責任再保険特別会計」を「自動車損害

賠償保障事業特別会計に改める。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 前条の規定による改正前の繰入法第一条の規定により一般会計において造幣局特別会計から受け入れた金額の過不足額の調整については、造幣局を造幣局特別会計とみなして、繰入法第三条の規定を適用する。

2 造幣局は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に退職した政府の職員で失業しているものに対し施行日以後に支給される国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額で従前の造幣局特別会計が引き続き存続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、繰入法第三条の規定を準用する。

(金管理法の一部改正)

第十二条 金管理法(昭和二十八年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項ただし書を削る。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十三条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百一十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第三号を次のように改める。

三 財務省 印刷局に属する職員

第八条第一項中、「造幣局長」を削る。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「国を

「国又は独立行政法人造幣局」に改め、同条第三項中「国は」を「国又は独立行政法人造幣局は、政令で定めるところにより」に改める。

第一百零二条第三項中「国を」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

第二百二十四条の二第一項及び第二百二十五条中「並びに」を「及び」に改める。

附則第二十条の三第二項中「並びに国を」及び「及び」を「及び」に改める。

第十四条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第三項において「改正前国共済法」という。)第三条第二項第三号の規定により設けられた組合(次項及び次条において「旧組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合(次条において「財務省共済組合」という。)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十五条 施行日の前日に旧組合の組合員であった者(施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。)は、財務省共済組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であつた期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年国共済改正法)という。第四条において「昭和六十年国共済改正法」という。第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法第八十条の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日における

更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項(第二号を除く。)の規定により更新組合員が旧組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員(国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であつた者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条第一項及び第二項を除く。)の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出

は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の第二項の規定により旧組合の組合員であるものとされてきた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものであるものは、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所屬していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の第五項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとみなされてきた者及び同日において旧組合の組合員であった者で同日に退職し、同法第二百二十六条の第五項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の第五項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の第五項の規定による申出を旧組合にすることができるときは、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合(独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第 号)の施行前の期間については、その者の所屬していた同法附則第十四条第一項に規定する旧組合とする。)」とする。

の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の第二項、第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第十八条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の第二項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の造幣局特別会計が引き続き継続するものとした場合において造幣局特別会計において負担すべきこととなるものについては、造幣局が負担する。

(国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十九条 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国は」を「国又は独立行政法人造幣局は、政令で定めるところにより」に改め、同条第二項中「国が」を「国又は独立行政法人造幣局が」に、「国を」を「国又は独立行政法人造幣局を」に改め、同条第三項中「国を」を「国又は独立行政法人造幣局を」に改める。

附則第六十四条第四号中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

(通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律の一部改正)

第二十条 通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律(昭和六十二年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 財務大臣は、貨幣の製造に関する事務を、独立行政法人造幣局(以下「造幣局」という。)に行わせる。

第四条に次の一項を加える。

4 財務大臣が造幣局に対し支払う貨幣の製造代金は、貨幣の製造原価等を勘案して算定する。

第十条の見出しを「造幣局による貨幣の販売」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

造幣局は、次に掲げる貨幣であつて財務大臣が指定するものを販売するものとする。

第十号第一項第一号中「その他財務大臣が指定するものを削り、同条第二項中「前項各号に掲げる」を「前項の」に改め、同条第三項中「政府は、第一項各号に掲げる」を「造幣局は、第一項の」に、「販売することができ」を「販売するものとする」に改め、同条第四項中「政府に交付しなればならない」を「造幣局に交付するものとする」に改め、同条に次の一項を加える。

5 造幣局は、政令で定めるところにより、第一項の規定により販売した貨幣の販売収入から販売に要する費用を控除した金額を国庫に納付するものとする。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十四条第一項第二号及び第三項第二号中「国」を「国又は独立行政法人造幣局」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十一条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第九条、第十一条、第十四条から第十六条まで及び第十八条に定めるもののほか、造幣局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(財務省設置法の一部改正)

第二十三条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

第三条中「造幣事業及び」を削る。

第四条第六十二号を次のように改める。

第九條及び第十條を次のように改める。

第九條及び第十條 削除

第十條第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第一項から第三項までを一項ずつ繰り下げ、同条に第一項として次の一項を加える。

本省に、印刷局を置く。

第二十五條中「造幣局及び」を削り、「造幣局長及び印刷局長」を「印刷局長」に改め、「それぞれ造幣局長及び」を削る。

理由 中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人造幣局法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十一年四月二十七日、閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」において、「造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する」とされたこと等に基づき、貨幣の製造等を業務とする独立行政法人造幣局を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人造幣局の名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めることとする。

2 国からの事務の移行に伴い、国が有している権利義務の一部を独立行政法人造幣局に承継させるとともに、当該権利に係る財産の価額の合計額から当該義務に係る負債の価額等の合計額を控除した額に相当する金額を独立行政法人造幣局の当初の資本金とすることとする。

3 独立行政法人造幣局の役員として、理事長及び監事二人を置くほか、理事三人以内を置くことができることとする。

4 その他、積立金の処分方法、造幣局特別会計法の廃止、所要の経過措置等に関する事項を定めることとする。

5 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十五年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもの

で、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

平成十四年四月十二日

財務金融委員長 坂本 剛二
衆議院議長 綿貫 民輔殿

独立行政法人国立印刷局法案

国会に提出する。

平成十四年三月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人国立印刷局法

目次

- 第一章 総則(第一条―第六条)
- 第二章 役員(第七条―第十条)
- 第三章 業務等(第十一条―第十七条)
- 第四章 雑則(第十八条―第二十二條)
- 第五章 罰則(第二十三條)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、独立行政法人国立印刷局の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。
- (名称)
- 第二条 この法律及び独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三三號。以下「通則法」という。)の定めるところにより設立される通則法第二章第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立印刷局とする。

(印刷局の目的)

第三条 独立行政法人国立印刷局(以下「印刷局」という。)は、銀行券(日本銀行法(平成九年法律第八十九号)第四十六條第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。第十一條第三項第一号を除き、以下同じ。)の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的とする。

2 印刷局は、前項に規定するもののほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公衆の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的とする。

(特定独立行政法人)

第四条 印刷局は、通則法第二章第一項に規定する特定独立行政法人とする。

(事務所)

第五条 印刷局は、主たる事務所を東京都に置く。

(資本金)

第六条 印刷局の資本金は、附則第四条第一項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、印刷局に追加して出資することができる。

3 印刷局は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員

第七条 印刷局に、役員として、その長である理事長及び監事二人を置く。

2 印刷局に、役員として、理事四人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第八条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して印刷局の業務を掌理する。

2 通則法第十九條第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九條第二項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行つてはならない。

(役員の任期)

第九条 役員の任期は、二年とする。

(役員の欠格条項の特例)

第十条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 印刷局の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三條第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立印刷局法第十条第一項」とする。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十一条 印刷局は、第三条の目的を達成するた

- 一 銀行券の製造を行うこと。
- 二 銀行券に対する国民の信頼を維持するため必要な情報の提供を行うこと。
- 三 官報の編集、印刷及び普及を行うこと。
- 四 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式)の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次号及び第三項第一号において同じ。)を含む。)の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及を行うこと。
- 五 国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物(電磁的記録を含む。)の製造又は印刷を行うこと。
- 六 前各号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。
- 七 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 印刷局は、前項の業務のほか、すき入紙製造取締法(昭和二十二年法律第百四十九号)第二項の規定に基づき、同項の調査を行う。
- 3 印刷局は、前二項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、次の業務を行うことができる。
 - 一 外国政府、外国の地方公共団体、外国の中央銀行、国際機関その他これらに準ずるもの(以下この号において「外国政府等」という。)の委託を受けて、当該外国政府等の銀行券、国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の印刷物(電磁的記録を含む。)の製造又は印刷を行うこと。

- 二 前号の業務に関し、調査、試験、研究又は開発を行うこと。
- (銀行券の製造)
- 第十二条 印刷局は、前条第一項第一号の業務については、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従って行わなければならない。
- (通貨制度の安定に重大な影響を与える契約の承認)
- 第十三条 印刷局は、銀行券の偽造を防止するための製造の方法に関する技術(以下「偽造防止技術」という。)に係る事項その他の第十一條第一項第一号及び第六号の業務(同号の業務にあっては、同項第一号の業務に係るものに限る。次条及び第二十条第一項において同じ。)の実施に関する事項であつて通貨制度の安定に重大な影響を与えるおそれがあるものとして財務省令で定めるものをその内容とする契約を締結しようとするときは、財務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (偽造防止技術に係る秘密の管理)
- 第十四条 印刷局は、第十一条第一号及び第六号の業務を行うに当たっては、偽造防止技術に係る秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (積立金の処分)
- 第十五条 印刷局は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項本文又は第

- 二項の規定による整理(以下この項において「整理」という。)を行った後、同条第一項の規定による積立金(以下この条において「積立金」という。)がある場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める金額について財務省令で定める基準により計算した額を国庫に納付しなければならない。
 - 一 当該中期目標の期間(以下この項及び次項において「当該期間」という。)の直前の中期目標の期間(次号において「前期間」という。)の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金(以下この項において「当該積立金」という。)がなかったとき、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額
 - 二 前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後積立金があった場合であつて、当該期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額が前期間の最後の事業年度に係る整理を行った後の積立金の額に相当する金額がある場合において、この項の規定により国庫に納付した場合にあってはその納付した額を、次項の規定により財務大臣の承認を受けた金額がある場合にあってはその承認を受けた金額に相当する額を、それぞれ控除した残額)に相当する金額を超えるとき、その超える額に相当する金額
- 2 印刷局は、前項各号列記以外の部分に規定する場合において、積立金の額に相当する金額から同項の規定により国庫に納付しなければならぬ額に相当する金額を控除してなお残額があるときは、その残額の額に相当する金額のうち財務大臣の承認を受けた金額を、当該期間の次

- の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における第十一条に規定する業務の財源に充てることができる。
- 3 財務大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 印刷局の最初の中期目標の期間については、第一項第一号中「なかったとき」とあるのは、「なかったとき又は当該期間が最初の中期目標の期間であるとき」とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。
- (長期借入金及び独立行政法人国立印刷局債券)
- 第十六条 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、長期借入金をし、又は独立行政法人国立印刷局債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。
 - 2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 第一項の規定による債券の債権者は、印刷局の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
 - 4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5 印刷局は、財務大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

6 商法明治三十二年法律第四十八号(第三百九十条、第三百十号及び第三百十一号)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第十七条 印刷局は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、財務省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならない。

第四章 雑則

(日本銀行からの意見の聴取)

第十八条 財務大臣は、通則法第二十九条第一項の規定により中期目標を定めるに当たっては、第十一条第一項第一号の業務に関する事項について、あらかじめ、日本銀行の意見を聴くものとする。

(中期目標の期間の終了時の検討に当たつての配慮)

第十九条 財務大臣は、通則法第三十五条第一項の規定による検討を行うに当たつては、銀行券の確実な製造の確保並びに偽造防止技術の維持及び向上による通貨制度の安定の確保の必要性に配慮するものとする。

(緊急の必要がある場合の財務大臣等の要請)

第二十条 財務大臣は、銀行券の偽造に対処するため必要があると認めるときその他銀行券の適切かつ確実な製造のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第一号、第二号及び第六号の業務に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

2 内閣総理大臣は、官報及び内閣所管の機密文書(内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四条第三項第三十九号に規定するものをいう。以下この項において同じ。)の適切かつ確実な印刷のため緊急の必要があると認めるときは、印刷局に対し、第十一条第一項第三号及び第五号の業務(同号の業務にあつては、内閣所管の機密文書に係るものに限る。)に関し必要な措置を実施すべきことを要請することができる。

3 印刷局は、前二項の規定による財務大臣の要請又は内閣総理大臣の要請があつたときは、速やかにその要請された措置を実施しなければならない。

(主務大臣等)

第二十一条 印刷局に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ財務大臣、財務省及び財務省令とする。

(国家公務員宿舎法の適用除外)

第二十二条 国家公務員宿舎法(昭和二十四年法律第十七号)の規定は、印刷局の役員及び職員には適用しない。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした印刷局の役員は、二

十万円以下の過料に処する。
一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。
二 第十一条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、第二十一条並びに附則第四条及び第二十二号の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、印刷局の成立の日において、印刷局の相当の職員となるものとする。

第三条 印刷局の成立の際現に財務省印刷局の職員である者のうち、印刷局の成立の日において引き続き印刷局の職員となつたものであつて、印刷局の成立の日の前日において財務大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七條第一項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、印刷局の成立の日において児童手当又は同法附則第六條第一項、第七條第一項若しくは第八條第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、印刷局の成立の日において同法第

七條第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八條第二項(同法附則第六條第二項、第七條第四項又は第八條第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、印刷局の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(権利義務の承継等)

第四条 印刷局の成立の際現に国が有する権利及び義務のうち、財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)第十一条第一項に規定する財務省印刷局の事務に係るもので政令で定めるものは、印刷局の成立の時に印刷局が承継する。

2 前項の規定により印刷局が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る財産(政令で定める物品を除く。)の価額の合計額から承継される義務に係る負債の価額及び印刷局がその成立の日において有することとなる財務省令で定める引当金の額に相当する金額の合計額を控除した額に相当する金額は、政府から印刷局に対し出資されたものとする。

3 前項に規定する財産の価額は、印刷局の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(印刷局特別会計法等の廃止)

第五条 次に掲げる法律は、廃止する。

- 一 印刷局特別会計法(昭和二十二年法律第三

十六号) 二 印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律(昭和二十四年法律第六十四号)

(印刷局特別会計法の廃止に伴う経過措置) 第六条 印刷局特別会計の平成十四年度以前の年度の決算に関しては、なお従前の例による。ただし、前条の規定による廃止前の印刷局特別会計法第十一条及び印刷局特別会計の利益の一般会計への納付の特例に関する法律の規定は、適用しない。

2 この法律の施行の際印刷局特別会計に属する権利及び義務(附則第四条第一項の規定により印刷局に承継されるものを除く)は、この法律の施行の時に於いて、一般会計に帰属するものとする。

3 前項の規定により一般会計に帰属した現金は、平成十四年度の一般会計の歳入とする。

(恩給負担金の取扱)

第七条 この法律の施行前に給与事由が生じた恩給の支払に充てるべき金額で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が印刷局特別会計として存続するものとみなし、特別会計の恩給負担金を一般会計に繰り入れることに関する法律(昭和六年法律第八号)の規定を準用する。

(すき入紙製造取締法の一部改正) 第八条 すき入紙製造取締法の一部を次のように改正する。

第一項中「政府又は」を「政府、独立行政法人国立印刷局又は」に改め、第二項中「前項」を「第

一項」に改め、第一項の次に次の一項を加える。

政府は、前項の許可を行う場合において、独立行政法人国立印刷局に必要な調査を行わせることができる。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正)

第九条 国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号ハを削る。

第三十六条中「財務大臣(同号ハの企業に関するものに限る)」を削る。

(国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律第二条第一号ハに掲げる事業(これに附帯する事業を含む)を行う国の経営する企業(次項において「印刷事業」という)がした行為は、国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律(次項において「国労法」という)第三条第一項の規定により読み替えて適用される労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第七条第一号ただし書を除く。及び第二十七条第九項中段及び後段を除く。)の規定の適用については、印刷局がした行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に所属している印刷事業とその職員に係る国労法第四条第二項の労働組合(以下この項において「組合」という)とを当事者とするあせん、調停

又は仲裁に係る事件及びこの法律の施行前に中央労働委員会がした印刷事業と組合との間の紛争に係る裁定については、印刷事業を印刷局とみなして、国労法第六章の規定を適用する。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正)

第十一条 退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律(昭和二十五年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「印刷局特別会計」を削る。

(退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 前条の規定による改正前の退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第一条の規定により一般会計において印刷局特別会計から受け入れた金額の過不足額の調整については、印刷局を印刷局特別会計とみなして、同法第三条の規定を適用する。

2 印刷局は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)前に退職した政府の職員で失業しているものに対し施行日以後に支給される国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条に規定する差額に相当する退職手当の支給に要する費用の財源に充てるべき金額で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものを、政令で定めるところにより、国庫に納付しなければならない。

この場合において、国庫に納付した金額の過不足額の調整については、退職職員に支給する退職手当支給の財源に充てるための特別会計からする一般会計への繰入れに関する法律第三条の規定を準用する。

(図書館法の一部改正) 第十三条 図書館法(昭和二十五年法律第一百八十八号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「こう報」を「広報」に、「印刷局発行」を「独立行政法人国立印刷局」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正) 第十四条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

第八条第一項中「第三号、第四号ロ又は第五号」を「第三号ロ又は第四号」に改め、「印刷局長」を削る。

第九十九条第一項第一号及び第三号中「国又は独立行政法人造幣局」を「同項に規定する国等」に改め、同条第三項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局(第百一条第三項において「国等」という)」を加える。

第百一条第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置) 第十五条 前条の規定による改正前の国家公務員共済組合法(第四項において「改正前国共済法」

官報(号外)

という。第三条第二項第三号の規定により設けられた組合(以下この条及び次条において「旧組合」という。)は、施行日に解散するものとし、その一切の権利及び義務は、国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により財務省に属する職員をもって組織された組合(第三項及び次条において「財務省共済組合」という。)が承継する。

2 旧組合の平成十四年度に係る決算並びに貸借対照表及び損益計算書については、なお従前の例による。

3 第一項の規定により旧組合の権利を財務省共済組合が承継する場合における当該承継に係る不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 施行日前に改正前国共済法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、別段の定めがあるもののほか、この法律若しくは前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法又はこれらに基づく命令中の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。第十六条 施行日の前日に旧組合の組合員であつた者(施行日に財務省共済組合の組合員の資格を取得した者に限る。以下この条において「更新組合員」という。)は財務省共済組合の組合員であつた者と、旧組合の組合員であつた期間(次に掲げる期間を除く。)は財務省共済組合の組合員であつた期間とみなす。

一 国家公務員共済組合法附則第十三条の十の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

二 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号。第四号において「昭和六十年国共済改正法」という。)第一条の規定による改正前の国家公務員共済組合法第八十条第一項の規定による脱退一時金(他の法令の規定により当該脱退一時金とみなされたものを含む。)の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

三 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和五十八年法律第八十二号)附則第二条の規定による廃止前の公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)第六十一条の三第一項の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

四 昭和六十年国共済改正法附則第六十一条の規定による脱退一時金の支給を受けた場合におけるその脱退一時金の額の算定の基礎となつた期間

2 旧組合が施行日前に国家公務員共済組合法第四十二条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した施行日の前日における更新組合員の同条第一項に規定する標準報酬は、当該更新組合員の属する財務省共済組合が同条第二項、第五項又は第七項の規定により決定し、又は改定した同条第一項に規定する標準報酬とみなす。

3 施行日前に国家公務員共済組合法第五十三条第一項(第二号を除く。)の規定により更新組合

員が旧組合に届け出なければならぬ事項についてその届出がされていない場合には、施行日以後は、同項の規定により当該更新組合員が財務省共済組合に届け出なければならない事項についてその届出がされていないものとみなして、同条の規定を適用する。

4 退職の日が施行日前である旧組合の組合員(国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第二項に規定する継続長期組合員を除く。次項において同じ。)であつた者に対し同法第五十九条、第六十六条第三項又は第六十七条(第一項及び第二項を除く。)の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

5 施行日前に旧組合の組合員が退職し、かつ、施行日以後に出生し、又は死亡した場合において、国家公務員共済組合法第六十一条第二項、第六十四条又は第六十七条第二項の規定が適用されるものとしたならば、これらの規定により支給される給付を受けることができるときは、これらの給付は、同法の規定の例によるものとし、財務省共済組合が支給する。

6 施行日前に国家公務員共済組合法第百条の二の規定により更新組合員が旧組合にした申出は、同条の規定により財務省共済組合にした申出とみなして、同条の規定を適用する。

7 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項の規定により旧組合の組合員であるものとされていた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に任命権

者又はその委任を受けた者の要請に応じて引き続き同項に規定する公庫等職員となるため退職したものについては、財務省共済組合を同項に規定する転出の際に所属していた組合とみなして、同条の規定を適用する。

8 施行日の前日において国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第二項の規定により旧組合の組合員であるものとなされていた者及び同日において旧組合の組合員であつた者で同日に退職し、同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出を同日に旧組合に行つたものについては、財務省共済組合を同法第二百二十六条の五第一項又は附則第十二条第一項の規定による申出に係る組合とみなして、同法第二百二十六条の五又は附則第十二条の規定を適用する。

9 施行日前に退職し、国家公務員共済組合法第二百二十六条の五第一項の規定による申出を旧組合にすることができる者で、施行日前に当該申出をしていないものについては、財務省共済組合を同項の規定による申出に係る組合とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同項中「当該組合」とあるのは、「当該組合(独立行政法人国立印刷局法(平成十四年法律第 号)の施行前の期間については、その者の所属していた同法附則第十五条第一項に規定する旧組合とする。)」とする。

第十七条 この法律の施行前にした附則第十四条の規定による改正前の国家公務員共済組合法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第十八条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百一十九号)の一部を次のように改正する。

第三条の二第二項中「独立行政法人造幣局」の下に「若しくは独立行政法人国立印刷局(第五十四条第一項において「国等」という。)」を加える。

第二十九条第一項及び第五十四条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 施行日以後の月分の国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第三条の二第一項に規定する年金である給付に要する費用のうち、当該年金である給付の額について施行日前に行われた改定により増加した費用で従前の印刷局特別会計が引き続き存続するものとした場合において印刷局特別会計において負担すべきこととなるものについては、印刷局が負担する。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第三十一条第一項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等(共済法第九十九条第三項に規定する国等をいう。以下この条及び附則第六十四条第四号において同じ。)」に、「共済法第九十九条第三項」を「同項」に改め、同条第二項及

び第三項中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

附則第六十四条第四号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十一条 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第五十四条第一項第二号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等(同項に規定する国等をいう。第三項第二号において同じ。)」に改め、同条第三項第二号中「国又は独立行政法人造幣局」を「国等」に改める。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 附則第二条から第四条まで、第六条、第七条、第十条、第十二条、第十五条から第十七条まで及び第十九条に定めるもののほか、印刷局の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(内閣府設置法の一部改正)

第二十三条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三十九号中「の編集及び印刷」及び「の指揮監督」を削る。

(財務省設置法の一部改正)

第二十四条 財務省設置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 特別の機関(第九条、第十一条)」を「第三節 削除」に改める。
第三条中「並びに印刷事業の健全な運営を削

る。

第四条第三十六号中「紙幣類似証券」の下に「及びすき人紙製造」を加え、同条第三十七号中「の種類、様式及び製造発行計画を定めること」を「に關すること」に改め、同条第六十三号を次のように改める。

六十三 削除

第三章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第九条から第十一条まで 削除

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

理由

中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立印刷局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人国立印刷局法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、平成十一年四月二十七日、閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」において、「造幣事業及び印刷事業については、独立行政法人化する」とされたこと等に基づき、銀行券の製造、官報の印刷等を業務とする独立行政法人国立印刷局を設立しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人国立印刷局の名称、目的、業務の範囲に関する事項を定めることとする。

2 国からの事務の移行に伴い、国が有している権利義務の一部を独立行政法人国立印刷局に承継させるとともに、当該権利に係る財産の価額の合計額から当該義務に係る負債の価額の合計額を控除した額に相当する金額を独立行政法人国立印刷局の当初の資本金とすることとする。

3 独立行政法人国立印刷局の役員として、理事長及び監事二人を置くほか、理事四人以内を置くことができることとする。

4 その他、積立金の処分方法、印刷局特別会計法等の廃止、所要の経過措置等に関する事項を定めることとする。

5 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十五年四月一日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人国立印刷局を設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めるもので、時宜に適するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十四年四月十二日

財務金融委員長 坂本 剛二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

貨幣回収準備資金に関する法律案

右
国会に提出する。
平成十四年三月十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎

貨幣回収準備資金に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、貨幣回収準備資金を設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資することを目的とする。

(資金の設置)

第二条 この法律の目的を達成するため、貨幣回収準備資金(以下「資金」という。)を設置する。

(資金の所屬及び管理)

第三条 資金は、一般会計の所屬とし、財務大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

2 財務大臣は、政令で定めるところにより、資金の管理に関する事務を所屬の職員に委任することができる。

(資金の構成)

第四条 資金は、独立行政法人造幣局法(平成十四年法律第 号)附則第六条第四項の規定によりこの資金に帰属することとされた現金及び地金、次条の規定により編入する金額、第六

条の規定による一般会計からの繰入金並びに第九条第三項に規定する利益金をもって充てる。

(資金への編入)

第五条 製造済の貨幣で政府の発行に係るものの額面額の合計額に相当する金額は、資金に編入しなければならない。

2 政府において引き換え、又は回収した貨幣(以下「引換貨幣及び回収貨幣」という。)は、資金に編入し、資金において保有するものとする。

3 前項の規定により資金に編入した際の引換貨幣及び回収貨幣の価額は、地金の時価による。

(資金への繰入れ)

第六条 毎会計年度末における資金の額が貨幣の引換え又は回収及び貨幣の製造の状況を勘案して政令で定める額を下回ると見込まれるときは、その下回ると見込まれる額に相当する金額として予算で定める額を、一般会計から資金に繰り入れるものとする。

(資金の使用)

第七条 資金に属する現金は、貨幣の引換え又は回収に充てるほか、予算の定めるところにより、貨幣の製造及び鑄つづし、地金の保管その他貨幣に対する信頼の維持に要する経費の財源に充てるため、使用することができる。

2 資金に属する地金(引換貨幣及び回収貨幣を含む。第九条第二項及び第十条において同じ。)は、財務大臣の定めるところにより、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができる。

(資金の経理)

第八条 資金の受払いは、歳入歳出外とし、その経理に関する手続は、財務省令で定める。

(資金の預託等)

第九条 資金に属する現金は、財政融資資金に預託することができる。

2 資金に属する地金は、資金に属する現金に不足を生じた場合その他必要がある場合には、財務大臣の定めるところにより、売り払うことができる。

3 前二項の規定による運用又は売払いにより生じた利益金は、資金に編入するものとする。

(地金の保管)

第十条 財務大臣は、法令の定めるところによ

り、独立行政法人造幣局に、資金に属する地金の保管を行わせることができる。

(引換貨幣及び回収貨幣の価額の減額及び削除) 第十一条 資金に属する引換貨幣及び回収貨幣が変質し、又は滅失したときは、その価額を減額し、又は削除するものとする。

(一般会計への繰入れ)

第十二条 毎会計年度末における資金の額が第六条に規定する政令で定める額を超えるときは、その超える額に相当する金額を資金から当該年度の一般会計の歳入に繰り入れるものとする。

(資金の増減及び現在額計算書)

第十三条 財務大臣は、毎会計年度、政令で定めるところにより、資金の増減及び現在額の計算書を作成しなければならない。

2 内閣は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第三十九条の規定により歳入歳出決算を会計検査院に送付する場合においては、前項の計算書を添付しなければならない。

3 内閣は、財政法第四十条第一項の規定により歳入歳出決算を国会に提出する場合においては、第一項の計算書を添付しなければならない。

(政令への委任)

第十四条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

(財務省設置法の一部改正)

2 財務省設置法(平成十一年法律第九十五号)の

一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「第三十五号の下に」、第三十六号を加え、第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

理由

政府における貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資するため、一般会計に貨幣回収準備資金を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

貨幣回収準備資金に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人造幣局の設立に伴い造幣局特別会計が廃止されることを踏まえ、同特別会計に設置されている貨幣回収準備資金を新たに一般会計に設置し、政府による貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図るためのもので、その主な内容は次のとおりである。

1 貨幣回収準備資金は、造幣局特別会計の貨幣回収準備資金に属していた現金及び地金、政府が発行した貨幣の額面額の合計額に相当する金額及び政府において引換え又は回収した貨幣等により構成され、現金は、貨幣の引換え又は回収及び貨幣の製造等に要する経費の財源として使用することができる。ことに、地金は、貨幣の製造に要する地金として独立行政法人造幣局に交付することができる。こととする。

2 貨幣回収準備資金は、一般会計の所屬とし、その經理の方法を定めるほか、地金の保管等について所要の規定を設けることとする。

3 この法律は、独立行政法人造幣局法の施行の日(平成十五年四月一日)から施行することとする。

二 議案の可決理由

本家は、中央省庁等改革の一環として、独立行政法人造幣局が設立されることに伴い、造幣局特別会計が廃止されることから、政府における貨幣の発行、引換え及び回収の円滑な実施を図り、もって貨幣に対する信頼の維持に資するため、一般会計に貨幣回収準備資金を設置するもので、時宜に適合するものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十四年四月十二日

財務金融委員長 坂本 剛二

衆議院議長 綿貫 民輔殿

自然公園法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十四年四月三日

参議院議長 井上 裕

衆議院議長 綿貫 民輔殿

自然公園法の一部を改正する法律

自然公園法(昭和三十一年法律第百六十一号)の一部を次のように改正する。
目次を次のように改める。

平成十四年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

自然公園法の一部を改正する法律案及び同報告書

目次

- 第一章 総則(第一条―第四条)
- 第二章 国立公園及び国定公園
 - 第一節 指定(第五条・第六条)
 - 第二節 公園計画及び公園事業(第七条―第十二条)
 - 第三節 保護及び利用(第十三条―第三十条)
 - 第四節 風景地保護協定(第三十一条―第三十六条)
 - 第五節 公園管理団体(第三十七条―第四十二条)
 - 第六節 費用(第四十三条―第四十九条)
 - 第七節 雑則(第五十条―第五十八条)
- 第三章 都道府県立自然公園(第五十九条―第六十八条)
- 第四章 罰則(第六十九条―第七十六条) 附則

保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

第二条の二を第三条とする。

第十条第二項中「聞き」を「聴き」に改め、第二章第二節中同条を第五条とする。

第十一条第二項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第八条とする。

第二章第二節を同章第一節とする。

第二章第三節中第十二条を第七条とする。

第十三条第三項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第八条とし、第十四条を第九条とし、第十五条を第十条とする。

第十六条中「第十四条第二項」を「第九条第一項」に、「第十四条第三項」を「第九条第三項」に改め、同条を第十一条とし、第十六条の二を第十二条とする。

第二章第三節を同章第二節とする。

第十七条第二項中「第十条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項中「(第四号の二)を(第五号)に、若しくは第四号の二を若しくは同号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは第七号に規定する物が指定された際に着手していた同号に掲げる行為」を加え、同項中第十号を第十四号とし、同号の次に次の一号を加える。

十五 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第十七条第三項中第九号を第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三 湿原その他これに類する地域のうち環境

大臣が指定する区域内(当該区域)に指定する期間内に立ち入ること。

第十七条第三項第八号中「その他これに類する」を「その他の」に改め、同条を同項第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(以下この号において「指定動物」という。)を捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること。

第十七条第三項中第七号を第九号とし、第八号を第八号とし、第五号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 屋外において土石その他の環境大臣が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。

第十七条第三項中第四号の二を第五号とし、同条第六項中「同項第四号の二」を「同項第五号」に改め、「同号に掲げる行為」の下に「若しくは同項第七号に規定する物が指定された際同号に掲げる行為」を加え、同条第九項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第二章第四節中第十七条を第十三条とする。

第五十四条中「第四十二条又は第四十三条の規定に基く」を「第六十条、第六十二条又は第六十三条の規定に基く」に、「こえない」を「超えない」に改め、同条を第七十六条とする。

官 報 (号 外)

第五十三条中「前四条」を「第六十九条、第七十条、第七十二条又は前条」に改め、同条を第七十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十五条 第十六条第六項の規定に違反して立入認定証を携帯しないで立ち入った者は、十万円以下の過料に処する。

第五十二条中「一」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第七号中「第三十二条第五項」を「第五十条第五項」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を同条第十号とし、同条第六号中「第二十四条第二項」を「第三十条第二項」に改め、同条を同条第九号とし、同条第五号中「第二十四条第一項第一号」を「第三十条第一項第一号」に改め、同条を同条第八号とし、同条第四号中「第二十一条第二項」を「第二十八条第二項」に改め、同条を同条第七号とし、同条第三号中「第十二条第一項」を「第二十八条第一項」に改め、同条を同条第六号とし、同条第二号中「第二十条第五項」を「第二十六条第五項」に改め、同条を同条第五号とし、同条第一号中「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に改め、同条を同条第四号とし、同条に第一号から第三号までとして次の三号を加える。

- 一 偽りその他不正の手段により第十六条第五項の立入認定証の再交付を受けた者
- 二 第十九条第四項の許可を受けないで認定関係事務の全部を廃止した者
- 三 第二十二条第一項に規定する報告をせず、

若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第五十二条を第七十三条とする。

第五十一条中「第二十条第二項の規定による処分」を「第二十六条第二項又は第四十条の規定による命令」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条を第七十二条とする。

第五十条中「一」を「いずれかに」に、「六箇月」を「六月」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「第十七条第三項、第十八条第三項又は第十八条の二第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項又は第二十四条第三項」に改め、同条第二号中「第十九条」を「第二十五条」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

- 一 偽りその他不正の手段により第十六条第一項の認定を受けた者
- 二 第五十条を第七十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十一条 第二十条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十九条中「第二十一条」を「第二十七条第一項」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条を第六十九条とする。

第三章中第四十八条を第六十八条とし、第四十

七条を第六十七条とする。

第四十六条第一項中「特別地域」の下に「又は利用調整地区」を加え、同条第二項中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に、「基づく」を「基づく」に、「第四十条」を「第五十六条」に改め、同条を第六十六条とする。

第四十五条中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に、「第三十四条第一項後段」を「第五十一条第一項後段」に改め、同条を第六十五条とする。

第四十四条中「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に、「基づく」を「基づく」に改め、同条を第六十四条とする。

第四十三条中「第三十二条」を「第五十条」に改め、同条を第六十三条とする。

第四十二条第一項中「都道府県立自然公園の風致を維持するため、条例の定めるところにより、」を「条例の定めるところにより、都道府県立自然公園の風致を維持するため」に改め、「特別地域」の下に、「都道府県立自然公園の風致の維持とその適正な利用を図るため特別地域内に利用調整地区を」と、「特別地域内」の下に、「利用調整地区内」を、「特別地域」の下に、「利用調整地区」を加え、「前章第四節」を「前章第三節」に改め、同条第二項中「第二十四条」を「第三十条」に改め、同条を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に

関し認定関係事務の実施のため必要がある場合に、都道府県知事が第十七条から第二十三条までの規定の例により指定認定機関を指定し、当該指定認定機関に認定関係事務を行わせることができる旨を定めることができる。

第四十二条を第六十条とし、同条の次に次の二

条を加える。

第六十一条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し自然の風景地の保護のため必要がある場合に、地方公共団体又は次条の規定に基づく条例の規定により指定された公園管理団体が前章第四節の規定の例により土地の所有者等と風景地保護協定を締結することができる旨を定めることができる。

(公園管理団体)

第六十二条 都道府県は、条例で、都道府県立自然公園に關し自然の風景地の保護とその適正な利用を図るため必要がある場合に、都道府県知事が前章第五節の規定の例により公園管理団体を指定することができる旨を定めることができる。

第四十一条を第五十九条とする。

第二章第六節中第四十条の三を第五十八条とする。

第四十条の二中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十条第三項」を「第五条第三項」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に、

「第十八条の二第二項」を「第二十四条第一項」に、「第二十九条第二項」を「第五十五条第二項(利用調整地区に係る部分を除く。)」に改め、「昭和二十二年法律第六十七号」を削り、同条を第五十七条とする。

第四十条第一項中「行なう」を「行う」に、「第七十条第三項、第七十一条第三項又は第七十二条の二第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号又は第二十四条第三項」に改め、同条第三項中「第十七条第六項から第八項まで、第十八条第六項若しくは第七項、第十八条の二第六項若しくは第七項又は第二十条第一項を「第十三条第六項から第八項まで、第十四条第六項若しくは第七項、第二十四条第六項若しくは第七項又は第二十六条第一項」に改め、同条第四項中「第二十条第一項」を「第二十六条第一項」に、「とる」を「執る」に改め、同条を第五十六条とする。

第三十九条第一項及び第二項中「特別保護地区」の下に、「利用調整地区」を加え、同条第三項中「第十四条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条第四項中「第十五条第一項」を「第十条第一項」に改め、同条を第五十五条とし、第三十八条を削る。

第三十七条第二項中「こえない」を「超えない」に改め、同条第四項中「先だつ」を「先立つ」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十六条の見出し中「訴」を「訴え」に改め、同

条第一項中「三箇月を」を「三月」に、「訴」を「訴え」に改め、同条を第五十三条とする。

第三十五条第一項中「第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項若しくは第二十四条第三項」に、「第十九条」を「第二十五条」に、「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十二条第一項」を「第五十条第一項」に改め、同条を第五十二条とする。

第三十四条第一項中「第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第三項又は第二十条第二項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第二十条第二項又は第二十六条第二項」に改め、同条第四項を第五十一条とし、第三十三条を削る。

第三十二条第二項及び第三項中「かき」を「垣」に改め、同条第五項中「かき」を「垣」に、「立入」を「立入り」に改め、同条を第五十条とする。

第二章第六節を同章第七節とする。
第二章第五節中第三十一条を第四十九条とし、第二十八条から第三十条までを十八条ずつ繰り下げる。

第二十七条第二項中「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条を第四十五条とし、第二十六条を第四十四条とし、第二十五条を第四十三条とする。

第二章第五節を同章第六節とする。

第二十四条第一項第一号中「おこさせる」を「起こさせる」に、同項第二号中「けんお」を「嫌悪」

に、「客引し」を「客引きをし」に改め、第二章第四節中第二十四条を第三十条とする。

第二十三条第二項中「第十条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条第一項中「第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号若しくは第二十四条第三項」に、「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に、「とる」を「執る」に改め、同条第二項中「第十七条第三項、第十八条第三項、第十八条の二第三項、第二十条第二項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項、第二十六条第二項」に、「第十七条第三項各号、第十八条第三項各号、第十八条の二第三項各号若しくは第二十条第一項各号」を「第十三条第三項各号、第十四条第三項各号、第十五条第三項第六号、第二十四条第三項各号」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十一条の見出しを「(中止命令等)」に改め、同条中「第十七条第三項、第十八条第三項若しくは第十八条の二第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項若しくは第二十四条第三項」に、「第十九条」を「第二十五条」に、「附せられた」を「付せられた」に改め、「において」の下に、「その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者

に対して、相当の期限を定めて」を加え、「又は原状回復」を若しくは「原状回復」に、「代る」を「代わる」に、「とる」を「執る」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、環境大臣又は都道府県知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、環境大臣若しくは都道府県知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならぬ。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第二十一条を第二十七条とする。
第二十条第二項中「とる」を「執る」に改め、同条第七項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十一条第一項の規定により締結された

官 報 (号 外)

風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの

第二十条を第二十六条とする。
第十九条中「第十七条第三項、第十八条第三項」を「第十三条第三項、第十四条第三項、第十五条第三項第六号」に、「附する」を「付する」に改め、同条を第二十五条とする。

第十八条の二第二項中「第十条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項第一号中「第十七条第三項第一号、第三号及び第五号」を「第十三条第三項第一号、第三号及び第六号」に改め、同項第二号中「海そう」を「海藻」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八条第二項中「第十条第三項」を「第五条第三項」に改め、同条第三項中「(前条第三項第四号の二)」を「(前条第三項第五号)」に、「若しくは前条第三項第四号の二」を「若しくは同号」に改め、同項第一号中「第七号まで及び第九号」を「第六号まで、第八号、第九号、第十二号及び第十三号」に改め、同項中第八号を第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの

第十八条第三項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の二

を第三号とする。

第十八条第六項中「前条第三項第四号の二」を「前条第三項第五号」に、「同条第三項第四号の二」を「同条第三項第五号」に改め、同条第八項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うもの
第十八条を第十四条とし、同条の次に次の九条を加える。

(利用調整地区)
第十五条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に利用調整地区を指定することができる。

2 第五条第三項及び第四項の規定は、利用調整地区の指定及び指定の解除並びにその区域の変更について準用する。この場合において、同条第三項中「環境大臣」とあるのは「環境大臣又は都道府県知事」と、「官報」とあるのは「それぞれ官報又は都道府県の公報」と読み替えるものとする。

3 何人も、環境大臣が定める期間内は、次条第

一項の認定を受けてする立入りに該当する場合を除き、利用調整地区の区域内に立ち入つてはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

一 第十三条第三項若しくは前条第三項の許可を受けた行為(第五十六条第一項後段の規定による協議に係る行為を含む。)又は第十三条第六項若しくは第八項若しくは前条第六項の届出をした行為(第五十六条第三項の規定による通知に係る行為を含む。)を行うために立ち入る場合
二 非常災害のために必要な応急措置を行うために立ち入る場合
三 公園事業を執行するために立ち入る場合
四 第三十一条第一項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第一号の風景地保護協定区域内で行う行為であつて、同項第二号又は第三号に掲げる事項に従つて行うものを行うために立ち入る場合
五 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であつて、環境省令で定めるものを行うために立ち入る場合
六 前各号に掲げるもののほか、環境大臣又は都道府県知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合
(立入りの認定)

第十六条 国立公園又は国定公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第三項に規定する期

間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認定を受けなければならない。

一 国立公園又は国定公園を利用する目的で立ち入るものであること。
二 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。
2 前項の認定を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に認定の申請をしなければならない。

3 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
4 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。

5 第一項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。
6 第一項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第四項の立入認

定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第十七条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、その指定する者(以下「指定認定機関」という。)に、前条に規定する環境大臣又は都道府県知事の事務(以下「認定関係事務」という。)の全部又は一部を行わせることができる。

2 指定認定機関の指定(以下第二十一条までにおいて単に「指定」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。

一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人

二 破産者で復権を得ないもの

三 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくは自然環境保全法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 第二十一条第二項又は第三項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

五 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

4 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。

5 環境大臣又は都道府県知事は、指定をしたときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第一項中「国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、同条第二項及び第五項中「国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事」とあり、並びに同条第三項及び第四項中「環境大臣又は都道府県知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

第十八条 環境大臣又は都道府県知事は、前条第二項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

一 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。

二 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 認定関係事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。

いものであること。

四 前三号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定認定機関の遵守事項)

第十九条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、その事業年度の開始前に(指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく)環境大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、環境大臣又は都道府県知事に提出しなければならない。

4 指定認定機関は、環境大臣又は都道府県知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

5 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が前項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、又は指定認定機関が天災その他の事由によりその認定関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、その認定関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

6 環境大臣若しくは都道府県知事が前項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、指定認定機関が第四項の許可を受けてその認定関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣若しくは都道府県知事が第二十一条第二項若しくは第三項の規定により指定を取り消した場合における認定関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十条 指定認定機関(その者が法人である場合にあつては、その役員。次項において同じ)及びその職員並びにこれらの者であつた者は、認定関係事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 指定認定機関及びその職員で認定関係事務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(指定認定機関に対する監督命令等)
第二十一条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、認定関係

<p>事務に関し監督上必要な命令をすることができる。</p> <p>2 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十七条第三項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3 環境大臣又は都道府県知事は、指定認定機関が第十九条の規定に違反したとき、同条第一項の規程によらないでその認定関係事務を実施したとき、第一項の規定による命令に違反したとき、その他その認定関係事務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、指定を取り消すことができる。</p> <p>4 第十七条第五項の規定は、前二項の規定による指定の取消しについて準用する。</p> <p>(報告徴収及び立入検査)</p> <p>第二十二条 環境大臣又は都道府県知事は、第十六条から第二十三条までの規定の施行に必要な限度において、指定認定機関に対し、その認定関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、指定認定機関の事務所に立ち入り、指定認定機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>(手数料)</p> <p>第二十三条 国立公園について第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(指定認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、指定認定機関)に納めなければならない。</p> <p>2 都道府県は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百二十七条の規定に基づき第十六条第一項の認定又は同条第五項の立入認定証の再交付に係る手数料を徴収する場合においては、第十七条の規定により指定認定機関が行う認定又は立入認定証の再交付を受けようとする者に、条例で定めるところにより、当該手数料を当該指定認定機関に納めさせることができる。</p> <p>3 前二項の規定により指定認定機関に納められた手数料は、当該指定認定機関の収入とする。</p> <p>第二章第四節を同章第三節とし、同節の次に次の二節を加える。</p> <p>第四節 風景地保護協定</p> <p>(風景地保護協定の締結等)</p> <p>第三十一条 環境大臣若しくは地方公共団体又は第三十七条第一項の規定により指定された公園管理団体で第三十八条第一号に掲げる業務のうち風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理に関するものを行うものは、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護のため必要がある</p>
<p>と認めるときは、当該公園の区域(海面を除く。)内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。)を有する者(以下「土地の所有者等」と総称する。)と次に掲げる事項を定めた協定(以下「風景地保護協定」という。)を締結して、当該土地の区域内の自然の風景地の管理を行うことができる。</p> <p>一 風景地保護協定の目的となる土地の区域(以下「風景地保護協定区域」という。)</p> <p>二 風景地保護協定区域内の自然の風景地の管理の方法に関する事項</p> <p>三 風景地保護協定区域内の自然の風景地の保護に関連して必要とされる施設の整備が必要なる場合にあつては、当該施設の整備に関する事項</p> <p>四 風景地保護協定の有効期間</p> <p>五 風景地保護協定に違反した場合の措置</p> <p>2 風景地保護協定については、風景地保護協定区域内の土地の所有者等の全員の合意がなければならない。</p> <p>3 風景地保護協定の内容は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>一 自然の風景地の保護を図るために有効かつ適切なものであること。</p> <p>二 土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと。</p>	<p>三 第一項各号に掲げる事項について環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>4 地方公共団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事に協議し、同意を得なければならない。ただし、国定公園について都道府県が当該都道府県の区域内の土地について風景地保護協定を締結する場合は、この限りでない。</p> <p>5 第一項の公園管理団体が風景地保護協定を締結しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣の、国定公園にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。(風景地保護協定の縦覧等)</p> <p>第三十二条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結しようとするとき、又は前条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該風景地保護協定を当該公告の日から二週間関係者の縦覧に供さなければならない。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、関係者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該風景地保護協定について、環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事に意見書を提出することができる。</p> <p>(風景地保護協定の認可)</p> <p>第三十三条 環境大臣又は都道府県知事は、第三</p>

十一 条第五項の規定による風景地保護協定の認可の申請が、次の各号のいずれにも該当するときは、当該風景地保護協定を認可しなければならない。

- 一 申請手続が法令に違反しないこと。
- 二 風景地保護協定の内容及び、第三十一条第三項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(風景地保護協定の公告等)

第三十四条 環境大臣、地方公共団体又は都道府県知事は、風景地保護協定を締結し、又は前条の認可をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、当該風景地保護協定の写しを公衆の縦覧に供するとともに、風景地保護協定区域である旨を当該区域内に明示しなければならない。

(風景地保護協定の変更)

第三十五条 第三十一条第二項から第五項まで及び前三条の規定は、風景地保護協定において定められた事項の変更について準用する。

(風景地保護協定の効力)

第三十六条 第三十四条(前条)において準用する場合を含む。の規定による公告のあつた風景地保護協定は、その公告のあつた後において当該風景地保護協定区域内の土地の所有者等となつた者に対しても、その効力があるものとする。

第五節 公園管理団体

第三十七条 環境大臣は国立公園について、都道

府県知事は国定公園について、国立公園又は国定公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人その他環境省令で定める法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、公園管理団体として指定することができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、当該公園管理団体の名称、住所及び事務所の所在地をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

3 公園管理団体は、その名称、住所又は事務所

の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、国立公園にあつては環境大臣に、国定公園にあつては都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

4 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

(業務)

第三十八条 公園管理団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 風景地保護協定に基づく自然の風景地の管理その他の自然の風景地の保護に資する活動

を行うこと。

二 国立公園又は国定公園内の施設の補修その他の維持管理を行うこと。

三 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関し必要な助言及び指導を行うこと。

五 国立公園又は国定公園の保護とその適正な利用の推進に関する調査及び研究を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(連携)

第三十九条 公園管理団体は、環境大臣及び地方公共団体との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(改善命令)

第四十条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体の業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、公園管理団体に対し、その改善に必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(指定の取消し等)

第四十一条 環境大臣又は都道府県知事は、公園管理団体が前条の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨をそれぞれ官報又は都道府県の公報で公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十二条 国及び地方公共団体は、公園管理団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導及び助言を行うものとする。

附則 第十一項及び第十四項中「第二十六条」を「第四十四条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の自然公園法(以下この条において「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 自然公園法(昭和三十三年法律第六十一号)の項中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十条第三項」を「第五条第三項」

官 報 (号 外)

に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十八条の二第一項」を「第二十四条第一項」に、「第三十九条第二項」を「第五十五条第二項(利用調整地区に係る部分を除く。)」に改める。
(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第七号の二中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第十八条第一項」を「第十四条第一項」に改める。
(鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の一部改正)

第五条 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律(昭和二十五年法律第二百九十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二号へ中「第三十四条第一項又は第四十五条」を「第五十一条第一項又は第六十五条」に改める。

第四十五条第三項中「第十九条」を「第二十五条」に、「附せられた」を「付せられた」に改める。
(租税特別措置法の一部改正)

第六条 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第四号中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三十四条の二第二項第二十五号中「第四十一条」を「第五十九条」に、「第四十一条第一項」

を「第六十条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二章第四節」を「第二章第三節」に改める。

第六十五条の三第一項第四号中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第六十五条の四第一項第二十五号中「第四十一条」を「第五十九条」に、「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二章第四節」を「第二章第三節」に改める。

第七節(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正後の租税特別措置法(以下「新租税特別措置法」という。第三十四条の二第二項第二十五号及び第六十五条の四第一項第二十五号の規定は、個人又は法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下同じ。がこの法律の施行の日以後に行う同日以後

に新租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号又は第六十五条の四第一項第二十五号の規定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡について適用し、個人又は法人が同日以前に行った同日以前に前条の規定による改正前の租税特別措置法第三十四条の二第二項第二十五号又は第六十五条の四第一項第二十五号の規定がされたこれらの規定に規定する地域内の土地の譲渡については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社

会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに自然公園法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第七条第一項の規定」とする。
(地価税法の一部改正)

第八条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号イ中「第十七条第一項」を「第十三条第一項」に、「第四十二条第一項」を「第六十条第一項」に改める。

自然公園法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、将来にわたって我が国の優れた自然の風景地の保護を図るため、自然公園の特別地域等における行為規制を追加するとともに、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体の各制度を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特別地域等における行為規制の追加
国立公園又は国定公園の特別地域等において環境大臣又は都道府県知事の許可を要する行為として、土石等の環境大臣が指定する物の集積、貴重な昆虫類等の環境大臣が指定する動物の捕獲、貴重な湿原等の環境大臣が指定する区域への立入り等を追加するものとする。

2 利用調整地区制度の創設
国立公園又は国定公園の風致又は景観の維持とその適正な利用を図るため、利用調整地区を指定し、当該地区に立ち入るには環境大臣又は都道府県知事の認定等を要することとし、それにより利用者数の調整を図るとともに、認定に関して必要な規定を置くものとする。

3 風景地保護協定制の創設
環境大臣、地方公共団体又は公園管理団体が土地所有者等と風景地保護協定を締結して、自然の風景地の管理を土地所有者等に代わって行うことができるものとする。

4 公園管理団体制度の創設
環境大臣又は都道府県知事が、この協定に基づき自然の風景地の管理業務等を行う公園管理団体として民間団体等を指定する制度を整備するものとする。

5 都道府県立自然公園への適用
都道府県立自然公園について、条例で、利用調整地区、風景地保護協定及び公園管理団体に係る規定を定めることができるものとする。

6 その他

罰金の額の引上げ等所要の規定の整備を図るものとする。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

将来にわたって優れた自然の風景地を保護するため、国立公園又は国定公園の利用者が立ち入る場合に環境大臣又は都道府県知事の認定を必要とする利用調整地区を設けるとともに、土地所有者等との協定に基づき地方公共団体等が自然の風景地を管理する風景地保護協定を新設し、あわせて公益法人、特定非営利活動法人等を公園管理団体として指定することができるようにする等の措置を講じようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

また、本案に対し、日本共産党の提案に係る修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十四年四月十二日

環境委員長 大石 正光

衆議院議長 綿貫 民輔殿

平成十四年四月十六日 衆議院会議録第二十四号

自然公園法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔別紙〕

自然公園法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、新「生物多様性国家戦略」の実効性を確保するため、本法を含めた自然環境保全の法体系の見直しについて検討を行うこと。

二、自然公園内の里地里山の保全及び再生に向けて、風景地保護協定及び公園管理団体制度が的確に機能するよう、NGO、土地所有者等との連携を強化するとともに、財政支援を含めた支援策の拡充を図ること。

三、自然公園内の生態系に著しい悪影響を及ぼすおそれのある種の個体を外部から持ち込むことを制限するなど、適切な移入種対策を講ずること。

四、自然公園の安全で快適な利用と保全を図るために、登山道の荒廃や山岳トイレの整備の遅れなどへの対策を進めるとともに、過剰利用への適切な対策を検討すること。

五、公園計画の策定に当たっては、関係行政機関のみならず地域住民、NGO等の意見も十分反映させるようにするとともに、計画の定期的な点検が行われるようにすること。

六、生態系の有する多様な価値を客観的に把握するため、モニタリング等による調査研究を推進することにより、科学的知見の集積の充実に努

めるとともに、その情報の提供を積極的に行うこと。

七、自然公園を総合的な環境学習の場と位置付けることにより、環境教育の推進を図るとともに、利用者に対する適切な情報提供に努めること。

八、自然公園の適切な保全管理に努めるとともに、このために必要な人員及び予算の一層の充実に努めること。

九、自然公園内における公共事業との調整に当たっては、自然公園が生物多様性の保全の重要な場と位置付けられたことを踏まえ、自然環境への影響に十分配慮されるよう留意すること。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(第七、二十、二十一、二十三号の発送は都合により
後日となるため、第二十四号を先に発送しました。)

発行所	〒一〇五―八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 〇〇五円 別